

(参考)

復興の取組と関連諸制度

平成31年2月26日



Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

目次

1 復興庁の体制等	2	2-3-5 人材確保に向けた取組	
1-1 東日本大震災の概要		2-3-6 企業連携の推進	
1-2 復興庁の体制		<広報関連> 29	
1-3 福島対応体制の強化		2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」	
1-4 避難区域等に対する政府の対応体制		<多様な担い手による連携> 30	
1-5 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針		2-5-1 被災地での人材確保対策	
2 復興の取組	7	2-5-2 ボランティア・公益的民間連携	
<被災者支援関係>	7	2-5-3 復興と男女共同参画	
2-1-1 被災者の健康・生活支援		2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて	
2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績		<原子力災害関係> 38	
<住宅再建・まちづくり関係>	10	2-6-1 福島復興に向けた取組	
2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認		2-6-2 個別課題への対応	
2-2-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組		3 復興関連諸制度等	52
2-2-3 住まいの復興給付金		3-1 復興関係予算	
2-2-4 交通関係		3-2 福島関係予算	
2-2-5 国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業		3-3 復興関連税制	
<産業・雇用関連>	17	3-4 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援	
2-3-1 産業の復旧に向けた取組		3-5 復興特区制度	
2-3-2 産業の復興に向けた取組		3-6 復興交付金	
2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策		3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」	
2-3-4 雇用に関する取組		3-8 福島復興に向けた制度	
		3-9 これまでの主な動き	

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(平成30年3月1日現在)

出典:緊急災害対策本部公表資料、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	19, 630名
(震災関連死)(※2)	3, 701名
イ 行方不明	2, 569名
ウ 負傷者	6, 230名

(2) 建築物被害

ア 全壊	121, 781戸
イ 半壊	280, 962戸
ウ 一部破損	744, 530戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成30年9月30日現在)。

1-2 復興庁の体制

復 興 庁

※職員約520名

内閣総理大臣

安倍 晋三

復興大臣

渡辺 博道

副大臣

橋 慶一郎

(総括業務、地震・津波災害からの復興、「復興五輪」の推進、宮城復興局に関する事項を担当)

副大臣

浜田 昌良

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生、福島復興局に関する事項を担当)

副大臣

塚田 一郎

(地震・津波災害からの復興に関する事項を担当)

大臣政務官 安藤 裕

(総括業務、地震・津波災害からの復興、岩手復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 石川 昭政

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る経済産業省との連絡調整に関する事項を担当)

大臣政務官 白須賀 貴樹

(福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る文部科学省との連絡調整に関する事項を担当)

本庁(東京)※職員約240名

岩手復興局

(盛岡市)

※職員約50名

宮古支所

釜石支所

宮城復興局

(仙台市)

※職員約110名

石巻支所

気仙沼支所

福島復興局

(福島市)

※職員約120名

いわき支所

南相馬支所

帰還環境整備センター

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)

(平成31年1月1日時点)



● 復興局

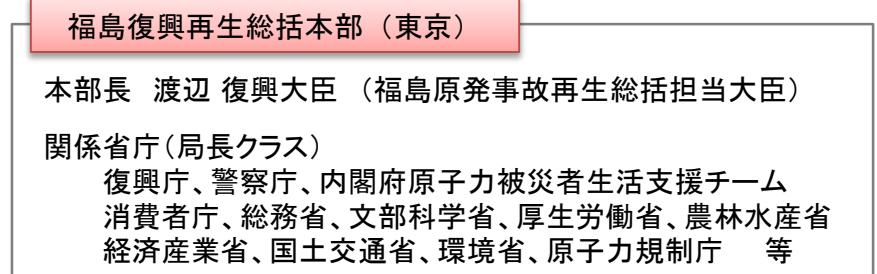
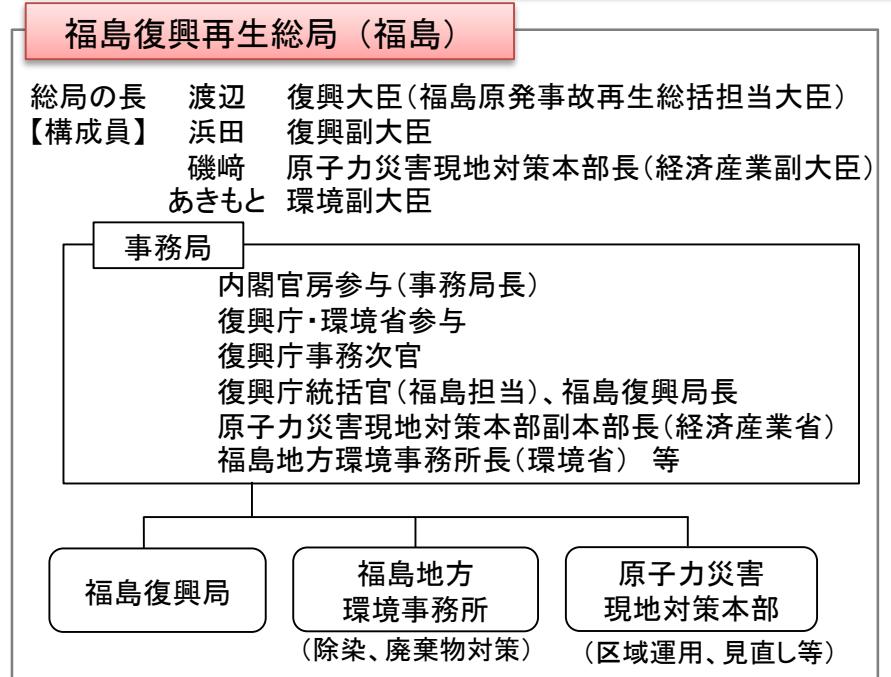
● 支所

● その他の機関

※ 職員数には非常勤職員等を含む。

1-3 福島対応体制の強化

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。



福島復興再生総局の設置目的

- ◆ 原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、福島において、関係省庁からなる福島復興再生総局を設置。



- 現地において即断即決できる体制を構築、省庁横断的な課題に対する連携が可能に。
- 事務方トップクラスが総局に在勤し、現地会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

- 総局構成員及び事務局幹部が現地で情報共有を行う福島復興再生総局幹部会合の開催
- 毎週火曜日、現地三事務所の長等が情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務局会議を開催

1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

- ・福島県
- ・双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、楢葉町、葛尾村、川俣町、飯舘村、南相馬市、田村市、川内村、広野町



復興庁

- ・全体方針の策定(福島特措法基本方針、住民意向調査、避難解除等区域復興再生計画 等)
- ・帰還に必要な政策等の全体工程管理

政府一丸となった包括的な取組

原発事故・放射線対策

(平成24年12月)

主要課題	(1) 放射性物質汚染に関する安心・安全の確保 <small>(健康リスクに係るリスクコミュニケーションを含む)</small>	(2) モニタリング	(3) 区域見直し等	(4) 賠償 <small>・賠償指針、ADR等</small>	(5) 除染 <small>・円滑な賠償の実施等 ・含む中間貯蔵施設</small>	(6) 廃棄物対策	(7) 長期避難者対策 <small>(含む町外コミュニティ 住民意向調査)</small>	(8) インフラ、 公共サービス復旧	(9) 農林水産業の再開	(10) 雇用対策 産業振興
まとめ省庁	環境省	環境省	原災T	文科省 経産省	環境省	環境省	復興庁	復興庁	農水省	厚労省 経産省
主たる関係省庁	文科省 厚労省	農水省 厚労省 原災T※ 文科省	警察庁 消防庁			国交省 厚労省	農水省 国交省 厚労省 総務省 文科省 原災T 経産省 環境省	国交省 文科省 環境省 農水省	厚労省 農水省	

※原災T: 内閣府原子力被災者生活支援チーム

1-5 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

【平成28年3月11日閣議決定】



新たなステージ 復興・創生へ

- 東日本大震災復興基本法第3条に基づき、平成23年7月に「東日本大震災からの復興の基本方針」を東日本大震災復興対策本部決定。集中復興期間終了前までに見直すこととされていたことから、平成28年3月に「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定。
- **復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、閣議決定から3年後の今年度末に、見直しを行う予定。**

〈概要〉

1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域では、平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成。10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、多様なニーズに切れ目なく、きめ細かに対応
- 福島においては、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、本格的な復興のステージ。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む
- 人口減少等の「課題先進地」である被災地において、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような「新しい東北」の姿を創造

2. 各分野における今後の取組

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 被災者支援（健康・生活支援） | ・ 避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援など、ステージに応じた切れ目のない支援 |
| (2) 住まいとまちの復興 | ・ 住宅再建の計画通りの進捗、医療・介護提供体制の復興、被災地発展の基盤となるインフラ整備の推進 |
| (3) 産業・生業の再生 | ・ 観光振興、水産加工業の販路開拓支援、農業の大規模化など創造的な産業復興 |
| (4) 原子力災害からの復興・再生 | ①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、
③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、
⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充 |
| (5) 「新しい東北」の創造 | ・ 企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの最大限の活用、蓄積したノウハウを被災地で普及・展開 |

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC等の機会を活用した復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の継承
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ、3年後の見直し

2-1-1 被災者の健康・生活支援①

平成27年1月、避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応するため、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

1. 仮設住宅等での心と体の健康への支援

(1) 見守り等の活動の推進

①復興特会における相談員確保の予算措置

「被災者健康・生活支援総合交付金」(H27)、「被災者支援総合交付金」(H28)を創設し、相談員の確保等を支援



②復興支援員の活用

見守りやケアと一緒にとして行う相談業務に活用できることを明確化



③福島県の特有の課題に対応した相談員の確保

放射線不安など福島県特有の課題に対応した相談員の充実を支援



④保健師の確保の支援

「被災地健康支援事業」を延長して保健師の確保を支援

(2) 生きがいづくり

○「心の復興」事業の実施

地域活性化等の活動への参画を通じた被災者の生きがいづくりを支援

2. 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援

見守り人員や総合交付金による支援とともに、

○復興交付金による支援の弾力化

災害公営住宅の整備に伴うコミュニティ形成などを支援



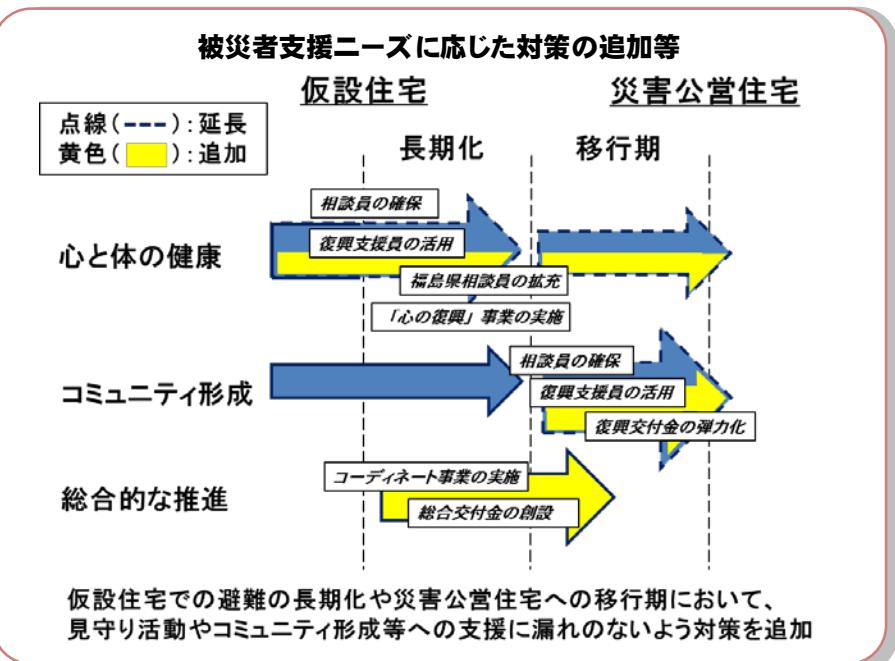
3. 支援施策の総合的な推進

(1) 被災者健康・生活支援総合交付金の創設

1つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進

(2) 被災者支援コーディネート事業の実施

①被災地域の課題及びニーズを把握、整理の上、②それに対する多様な主体による支援のコーディネート(ニーズとリソースのマッチング)、③多様な主体による協働体制の構築、④好事例、連携事例等を波及させるための発表会等を実施。



2-1-1 被災者の健康・生活支援②

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

31年度概算決定額 177億円【復興】

(30年度予算額 190億円)

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者的心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

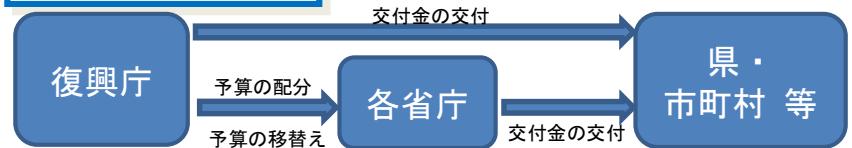
<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤被災者的心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|--|--|
| ①被災者支援総合事業
・住宅・生活再建支援
・「心の復興」
・高齢者等日常生活サポート | ・コミュニティ形成支援
・県外避難者支援
・被災者支援コーディネート |
|--|--|

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 被災者的心のケア支援

- ⑤被災者的心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

- ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。8

2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,824億円の約98%を被災者に配付済(平成30年12月31日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、20,477件(平成30年12月31日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は200,482世帯(平成30年12月31日現在)

(1) 義援金の配布状況（内閣府調べ、平成30年12月31日現在）

募金総額	配分			
	都道県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,824億円	3,823億円	3,766億円	3,746億円	2,711,701件
	99.9%	98.5%	99.5%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日以降に日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（内閣府調べ、平成30年12月31日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,477件	20,268件	609億5,625万円	602億6,125万円
災害障害見舞金	103件	99件	1億7,125万円	1億6,500万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、平成30年12月31日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	200,482世帯	182,618世帯	1,616億円	1,481億円
加算支援金	146,684世帯	131,903世帯	1,970億円	1,770億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認

○毎年度の予算成立を機に、当該年度の成果目標や事業完了予定年度等をとりまとめ、公表。

■対象事業(19事業)

海岸対策、河川対策(直轄管理区間)、河川対策(県・市町村管理区間)、水道施設、下水道対策、道路(復旧(直轄区間)、復興)、道路(復旧(県・市町村管理区間))、鉄道、港湾、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、漁場、災害公営住宅、民間住宅等用宅地の供給、津波復興拠点整備事業、学校施設等、地盤沈下・液状化対策、都市公園

■対象地域

被災8県※ ※青森県、岩手県、宮城県、福島県(福島12市町村を除く)、茨城県、千葉県、栃木県、埼玉県

■平成29年度成果目標に対する進捗確認の公表内容(平成30年8月10日公表)

・全体としては概ね目標を達成したが、海岸対策等一部事業で目標達成が翌年度以降にずれこんだ。

※目標を達成又は概ね達成した事業(14事業)

河川対策(直轄管理区間)、水道施設、道路(復旧(直轄区間)、復興)、鉄道、港湾、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、災害公営住宅、民間住宅等用宅地の供給、津波復興拠点整備事業、学校施設等、地盤沈下・液状化対策、都市公園

※目標達成が平成30年度以降にずれ込む事業(5事業)

(うち、*がついている事業は目標をわずかに下回ったもの(4事業))

海岸対策、河川対策(県・市町村管理区間)*、下水道対策*、道路(復旧(県・市町村管理区間))*、漁場*

※なお、公共インフラ復旧は、当初26事業あったが、既に7事業が完了

- ・「空港」、「医療施設等」 平成25年度完了
- ・「養殖施設」 平成25年度完了(避難指示区域に指定されなかった地域)
- ・「定置網」 平成27年度完了
- ・「造成宅地の滑動崩落防止」、「土砂災害対策」、「災害廃棄物の処理」 平成28年度完了

・今後、個別地区の課題把握や市町村等への解決策提案等の取組を強化するなど進捗管理を徹底し、復興・創生期間内の完工を目指して全力を尽くす。

2-2-2 ①住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。これまで、政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- さらに昨年1月、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめた。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）

- ・用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策

等

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策

- ・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
- ・土地収用手続きの効率化・財産管理制度の円滑な活用
- ・造成工事等の早期化

等

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定

- ・財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充

- ② 住宅再建の加速化

- ・災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策

- ③ 加速状況の見える化

- ・「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化

等

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定

- ・「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣

- ② 住宅再建の加速化

- ・東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表 等

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定

- ・被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
- ・登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
- ・再建工事集中時の建設事業者的人材・資材確保支援

- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 等

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー
(復興まちづくり先導事例集)

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「陰路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化

- ・被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
- ・災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
- ・防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成 等

<更なる施工確保対策>

H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応
(※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ)

H30.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ
(※ 被災3県全職種平均 + 58.3% (対24比))

2-2-2 ②これまでの加速化措置等の成果

- 災害公営住宅や防災集団移転等の復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事実施」に着実にステップアップ。
- さらに、被災自治体の個別課題に対しても、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、 <u>住宅再建の見通し</u> を提示
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(H25.9) ⇒ <u>99.5%</u>(H29.5) ・ 測量から用地取得 当初6年予定 ⇒ 3年内で完了 (釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の審理期間の短縮 (※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、<u>3週間程度</u>でも可能に
	土地収用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業の活用による迅速化 ・ 申請書概成 約1~2年と懸念 ⇒ 約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月 ⇒ 概ね50日に短縮
	用地取得事務	補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 26市町村のうち <u>24市町村</u> で実施 (H29.6))
	計画変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化 (防集事業実施 333地区のうち<u>320地区</u>(届出 214地区)で区域変更 (H29.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により<u>約2か月</u>短縮
埋蔵文化財発掘調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) <u>18か月</u> ⇒ <u>5か月</u>
発注者支援	被災自治体の発注者支援	全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用
	URIによるCM方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、<u>最大1年半</u>の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興JVによる落札(累積 236件 (H29.7)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務単価の引上げ (被災3県 対H24年度比 58.3%増) ・ 民間、公共による生コンプレントの設置

2-2-3 住まいの復興給付金

復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

2019年1月末時点の申請件数は23,298件、給付件数は22,301件。

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅。

(※) 建築:13m²以上。 購入:50m²以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30m²以上)

給付額



(※)給付する床面積の上限は、175m²。175m²以上の場合、175m²分を給付。

給付例(8%時)

①再取得住宅の床面積100m²
⇒約51万円

②再取得住宅の床面積175m²
⇒約90万円(上限)

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

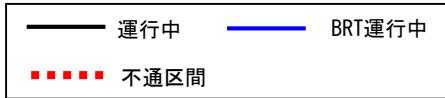
給付額

- (※) ① 被災住宅の床面積に災状況に応じた給付単価をかけた額
 ② 実際に支払った補修工事費(税抜)における増税分の消費税に相当する額
 のどちらか少ない方を給付。

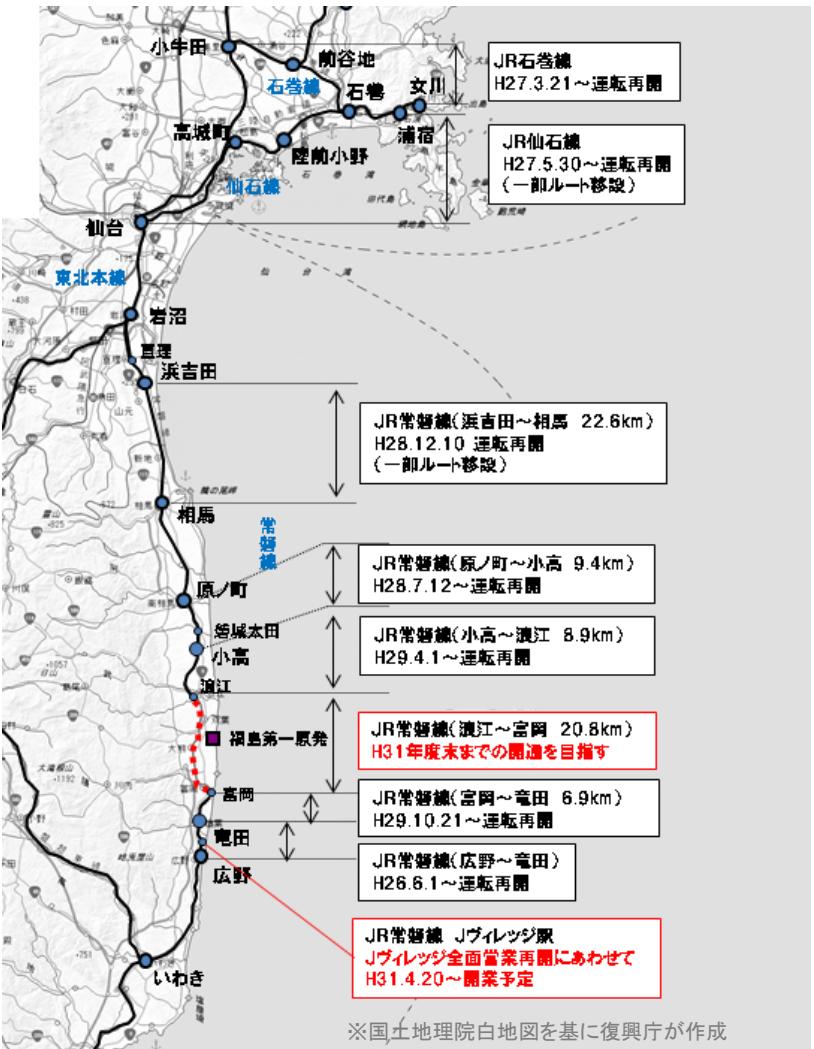
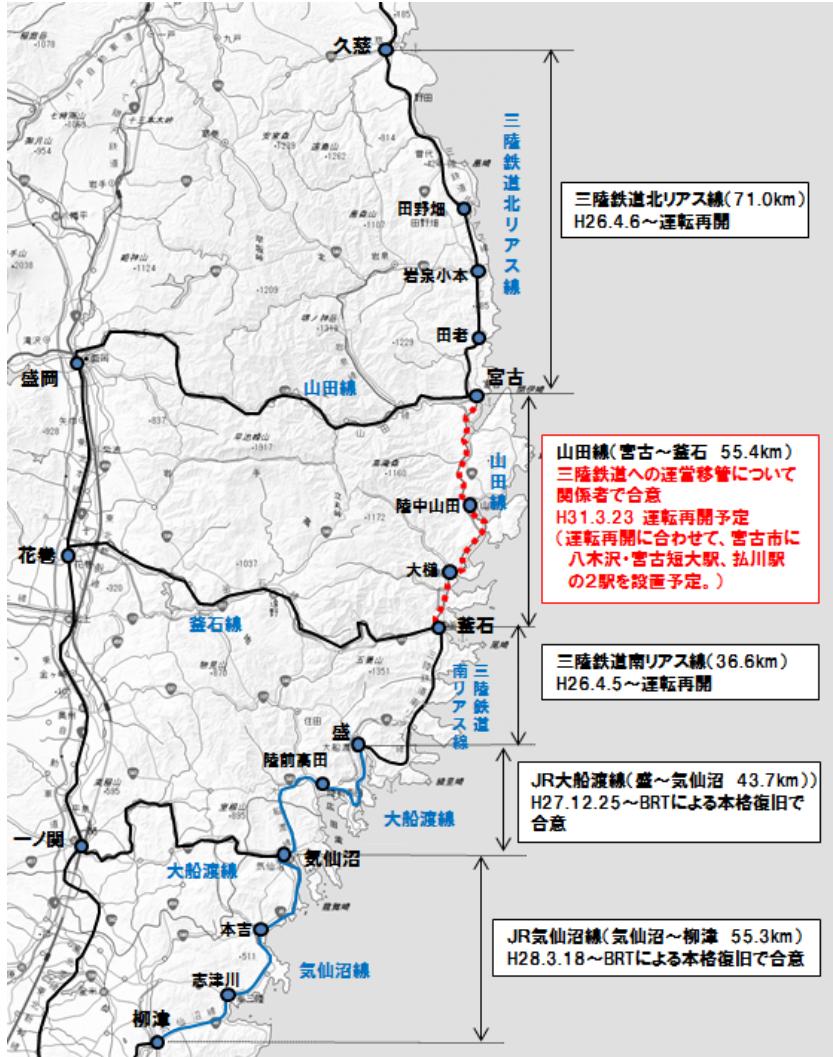
(※)給付額 = **被災住宅の床面積** × **給付単価**

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

2-2-4 ①鉄道の復旧状況



岩手県、宮城県、福島県における被災総延長 2,350.9km
 ・運行再開区間 2,274.7km
 うちH24.12以降の運行再開区間 228.4km
 ・運休区間 76.2km
 ※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む
 ※平成31年1月23日現在



2-2-4 ②復興道路・復興支援道路の開通見通し

宮古盛岡横断道路

- 国道106号 宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)
H32 宮古市藤原～松山 IC (4.0km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)
H32 宮古市裏目～腹帯地区 (7.0km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)
H31 宮古市下川井地区 (2.0km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)
H32 宮古市川井～箱石地区 (7.0km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(区界～築川)
H32 宮古市区界～盛岡市築川 (8.0km)
- 国道106号 宮古盛岡横断道路(都南川目道路)
H31 田の沢IC～手代IC (3.4km)

東北横断自動車道 釜石秋田線

- 国道283号 釜石花巻道路(釜石～金石西)
H30 金石JCT～金石西IC (6.0km)
- 国道283号 釜石花巻道路(遠野住田～遠野)
H30 遠野住田IC～遠野IC (11.0km)

相馬福島道路

- 国道115号 相馬福島道路(相馬～相馬西)
H31 相馬IC～相馬山上IC (6.0km)
- 国道115号 相馬福島道路(露山～福島)
H32 露山IC～福島保原線IC (7.4km)
- 国道115号 相馬福島道路(露山～福島)
H32 国道4号IC～桑折JCT (2.0km)

凡 例

	H30年度開通予定
	H31年度開通予定
	H32年度開通予定
	開 通
	事 業 中
	現道活用区間
	未事業化



三陸沿岸道路

- 国道45号 三陸沿岸道路(待浜～階上)
H32 待浜IC～階上IC (23.0km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(久慈～北道路)
H31 待浜IC～久慈北IC (7.4km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(尾肝妻～普代)
H32 田野畑北IC～普代村第11地割 (8.0km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(宮古中央～田老)
H32 宮古中央IC～田老真崎海岸IC (17.0km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(釜石山田道路)
H31 釜石北IC～大槌IC (4.8km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(釜石山田道路)
H30 釜石JCT～釜石両石IC (5.6km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(吉浜～釜石)
H30 釜石南IC～釜石JCT (9.0km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(唐桑北～陸前高田)
H30 唐桑北IC～陸前高田長部IC (3.5km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(気仙沼～唐桑南)
H31 気仙沼中央IC～唐桑沿岸IC (1.7km)

- 国道45号 三陸沿岸道路(歌津～本吉)
H32 小泉海岸IC～本吉津合IC (2.0km)

みやぎ県北高速幹線道路

- 第三期(佐沼工区)
H32 登米市迫町佐沼～登米市迫町北方 (3.6km)

- 第四期(栗館工区)
H30 栗原市栗館萩沢～栗原市志波姫南駒口 (1.7km)

平成31年2月16日時点

2-2-5 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業

- 国営追悼・祈念施設（仮称）は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市（高田松原地区）及び宮城県石巻市（南浜地区）、福島県双葉郡浪江町（両竹地区）に設置するもの。
- 地方公共団体が整備する復興祈念公園※の中に、国が中核的施設となる丘や広場等（約10ha程度）を整備。
※岩手県は陸前高田市、宮城県は石巻市、福島県は双葉町・浪江町にまたがる地域に復興祈念公園を整備

これまでの経緯

H23.7.29	東日本大震災からの復興の基本方針（政府方針） 「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
H26.3.10	第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については平成27年度事業化予定、平成32年度末を目指して整備する旨を報告
【岩手県・宮城県】	
H25年度～	陸前高田市、石巻市を対象に基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計等を実施 陸前高田市（H29.3.5）、石巒市（H29.3.19）において起工式を実施
【福島県】	
H28年度～	双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に基本構想・基本計画を策定

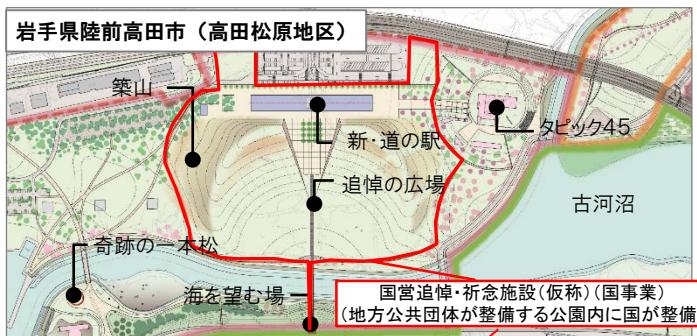
閣議決定

岩手・宮城（H26.10.31） 福島（H29.9.1）

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巒市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。

今後の予定

【岩手県、宮城県】 H32年度末を目指して整備
【福島県】 H32年度中の一部利用に向け整備



2-3-1 産業の復旧に向けた取組① (グループ補助金)

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援(グループ補助金3／4補助)。
 ~グループの要件~

- ①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（30年12月27日現在）

これまで728グループに対し、国費3,442億円（県費とあわせて5,163億円）を支援。

	グループ	補助金 交付者数	補助総額 (国県)	うち国費
北海道	6グループ	36事業者	10億円	6億円
青森県	10グループ	208事業者	86億円	57億円
岩手県	133グループ	1,525事業者	890億円	594億円
宮城県	250グループ	4,266事業者	2,682億円	1,788億円
福島県	262グループ	3,960事業者	1,267億円	845億円
茨城県	58グループ	1,432事業者	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14事業者	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154事業者	28億円	19億円
計	728グループ	11,595事業者	5,163億円	3,442億円

復旧事例

高徳海産(石巻市)

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

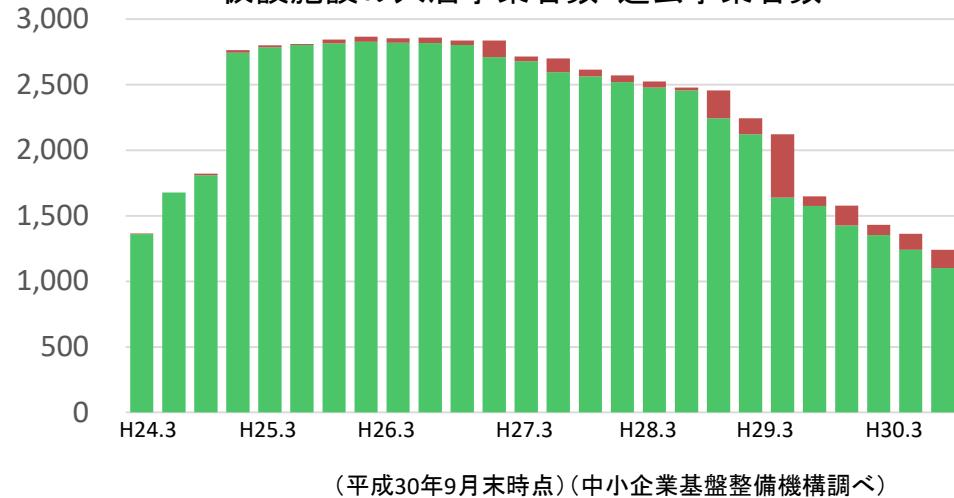
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を648件に整備。
- 徐々に入居事業者の本設施への移行が進んでおり、平成30年9月時点で2,078事業者が退去し、入居者は1,102事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の整備状況

	整備件数	残存件数	入居事業者数
青森県	27	2	1
岩手県	362	195	710
宮城県	149	40	201
福島県	108	70	190
茨城県	1	0	0
長野県	1	0	0
合計	648	307	1,102

(平成30年12月末時点(入居事業者数は平成30年9月末時点))
(中小企業基盤整備機構調べ)

仮設施設の入居事業者数・退去事業者数



(平成30年9月末時点)(中小企業基盤整備機構調べ)

陸前高田未来商店街

(陸前高田市)

津波により壊滅的被害を受けた商店を中心に、H25年2月にオープン。



いわき四倉中核工業団地

(いわき市)

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街（楢葉町）

避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店（南相馬市）

避難解除準備区域に指定された中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。(H27年9月オープン)



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮設施設の本設施への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)及び自立帰還支援補助金(商業施設等立地支援事業)を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○ 民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ① 宮城県 女川町(H26.12.19) 【開業済】
- ② 岩手県 山田町(H27.3.24) 【開業済】
- ③ 宮城県 石巻市(H27.7.10) 【開業済】
- ④ 宮城県 南三陸町(H27.10.2) 【開業済】
- ⑤ 岩手県 陸前高田市(H28.1.15) 【開業済】
- ⑥ 岩手県 大船渡市(H28.2.9) 【開業済】
- ⑦ 福島県 いわき市(H28.2.9) 【開業済】
- ⑧ 宮城県 名取市(H30.1.30)
- ⑨ 岩手県 釜石市(H30.6.29)
- ⑩ 宮城県 気仙沼市(H30.10.12)



キャッセン大船渡
(岩手県大船渡市)
(H29.4.29オープン)



さくらモールとみおか
(福島県富岡町)
(H29.3.30オープン)

○ 公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【採択案件】（採択日）

- ① 福島県 川内村(H26.3.25) 【開業済】
- ② 福島県 広野町(H27.2.4) 【開業済】
- ③ 福島県 南相馬市(H27.2.4) 【開業済】
- ④ 福島県 富岡町(H28.2.16) 【開業済】
- ⑤ 福島県 川俣町(H28.2.16) 【開業済】
- ⑥ 福島県 飯館村(H28.3.16) 【開業済】
- ⑦ 福島県 浪江町(H28.3.16) 【調査事業】
- ⑧ 福島県 楢葉町(H29.3.10) 【開業済】
- ⑨ 福島県 浪江町(H29.6.20)
- ⑩ 福島県 南相馬市(H29.6.20)
- ⑪ 福島県 双葉町(H29.10.20) 【調査事業】
- ⑫ 福島県 大熊町(H30.9.12)
- ⑬ 福島県 双葉町(H30.12.4)

本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績(商店街向け)】

(平成29年12月31日時点)

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	11グループ	388事業者	7市町村
宮城県	9グループ	170事業者	7市町村
福島県	11グループ	420事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合 計	32グループ	989事業者	23市町村

【個別店舗支援例】

- 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助する。

【共同店舗支援例】

- 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



タウンポート大町（釜石市）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組④（企業立地）

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算:
1,700億円
平成24年度予備費:
402億円
・対象地域: 福島県
・交付決定件数: 421件

(平成30年11月末時点)

原子力災害周辺地 域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算: 140億円
・対象地域:
宮城県、栃木県、茨城県
・交付決定件数: 75件

(平成30年11月末時点)

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算:
1,100億円
平成25年度補正予算:
330億円
平成26年度予算: 300億円
平成27年度予算: 360億円
・対象地域:
津波浸水地域(青森県、岩手県、
宮城県、茨城県)及び福島県全
域(避難指示区域等を除く)
・交付決定件数: 381件

(平成30年11月末時点)

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算: 320億円
平成29年度予算: 185億円
平成30年度予算: 80億円
平成31年度予算案: 88億円
・対象地域:
福島県12市町村の避難指示区
域等
・交付決定件数: 44件

(平成30年11月末時点)

ふくしま産業復興企業立地支援事業の活用事例



日本オートマチックマシン株式会社(南相馬市・いわき市)

・平成25年7月に福島復興プロ
ジェクトチームを発足させ、生
産設備の増強・強化を実施。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例



有限会社菊地電子工業 (宮古市)

・平成27年10月に宮古市
にコネクタ生産工場を建
設。

2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船及び漁具・漁労設備を導入する場合に、国は、事業費の1／3を補助。

※平成28年度以降は原発事故の影響が残る福島県のみを対象

<共同利用漁船等復旧支援対策事業>

(平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円、平成27年度当初予算11億円、平成28年度当初予算4億円、平成29年度当初予算2億円、平成30年度当初予算4億円、平成31年度当初予算概算決定額1億円)

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6,485隻	229ヶ統
○宮城県	3,486隻	178ヶ統
○福島県	244隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※H30年12月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2／3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業>

(平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円、平成27年度当初予算42億円、平成28年度当初予算36億円、平成29年度当初予算12億円、平成30年度当初予算12億円、平成31年度当初予算概算決定額10億円)

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3 件	5 億円
○岩手県	333 件	355 億円
○宮城県	326 件	404 億円
○福島県	26 件	18 億円
○茨城県	2 件	6 億円
○千葉県	3 件	0.3 億円

※H30年12月末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9／10、2／3、又は半額を国が支援。

<漁業・養殖業復興支援事業>

(平成23年度補正予算818億円、平成24年度当初予算106億円)

漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9 経営体	
○青森県	3 経営体	
○岩手県	13 経営体	493 経営体
○宮城県	78 経営体	469 経営体
○福島県	4 経営体	
○茨城県	11 経営体	
○千葉県	3 経営体	
○富山県	1 経営体	
○三重県		19 経営体

※H31年1月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

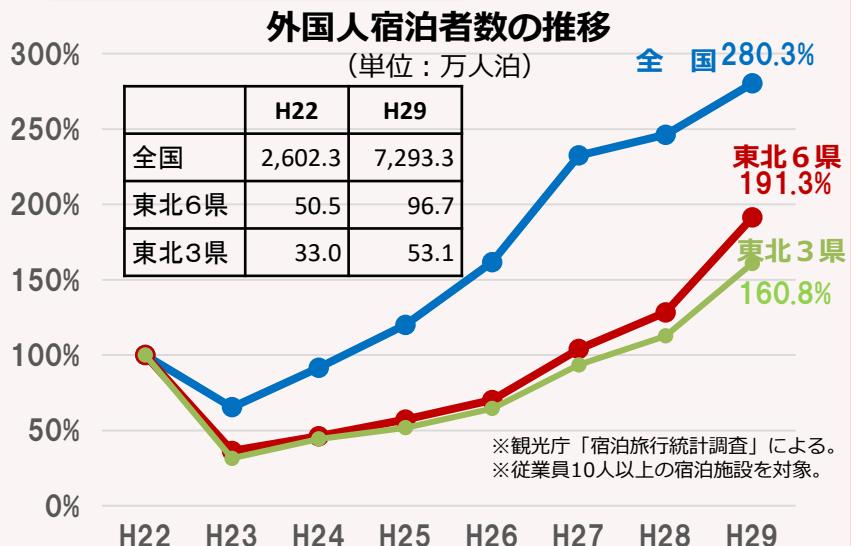
平成23年12月、漁業復興計画認定。

平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 東北の観光は、全国的なインバウンド急増の流れから大幅な遅れ。
- 「観光先進地・東北」に向けて、平成32年（2020年）に東北の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標を設定するとともに、平成28年度から関連予算を大幅に増額。
- 引き続き、平成30年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興を加速化。

東北のインバウンドの現状



観光復興の成果（外国人宿泊者数）

●平成29年(1月～12月)の対前年同期比

全国: +13.8% 東北6県: +49.1% 福島県: +35.1%

※観光庁「宿泊旅行統計調査」確報値による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

主な事業 (H30 : 50億円)

●東北観光復興対策交付金(観光庁)

(30予算: 33億円)

- 地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
- 東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●東北観光復興プロモーション(観光庁)

(30予算: 10億円)

- 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●「新しい東北」交流拡大モデル事業（復興庁）

(30予算: 4億円)

- 外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。
- 平成30年度から、地域型を創設。復興局主導で、被災沿岸部等の事情に応じたビジネスモデル構築を目指す。

●福島県観光関連復興支援事業(観光庁)

(30予算: 3億円)

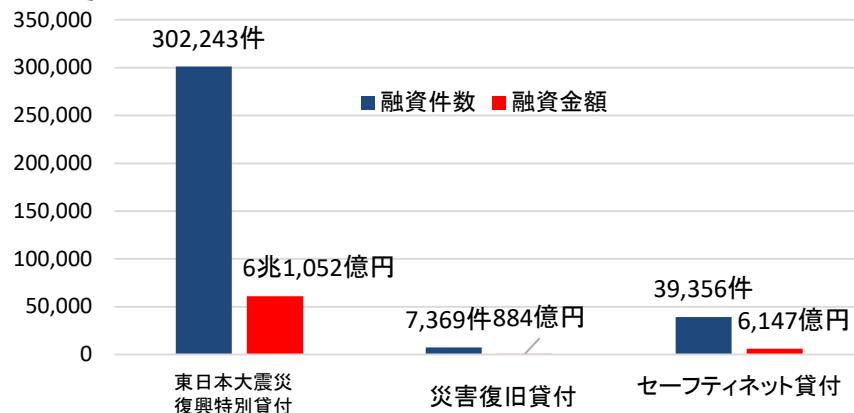
- 福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援

2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策①

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付302,243件、東日本大震災復興緊急保証138,908件(H23年5月23日～H30年9月末日)。農林漁業者向けの融資については10,083件貸付決定、保証については4,233件(H23年5月2日～H30年3月末日)。

中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付	H23年5月23日～H30年9月末日
災害復旧貸付	H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付	H23年3月14日～H23年5月22日



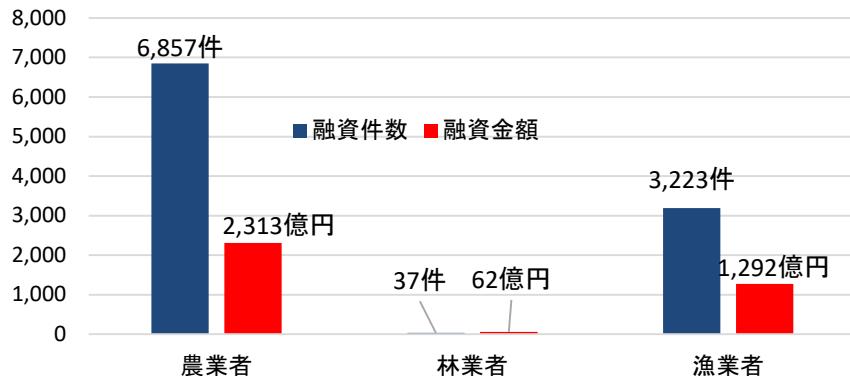
中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証	H23年5月23日～H30年9月末日
災害関係保証	H23年3月14日～H30年9月末日
セーフティネット保証5号	H23年3月14日～H30年9月末日

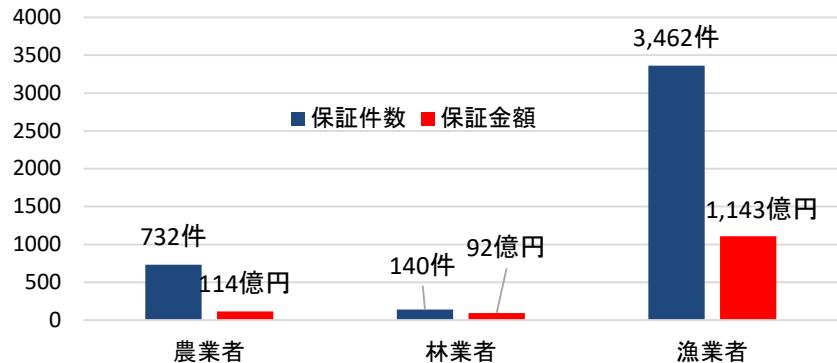


出典: 中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資(貸付決定済)(H23年5月2日～H30年9月末日)



農林漁業者向け保証(H23年5月2日～H30年9月末日)



2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策② (中小企業者等の二重ローン問題への対応)

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災被害により過大な債務を負っている事業者)

東日本大震災事業者再生支援機構 (震災支援機構)

○ 支援対象

産業復興機構による支援の対象とすることが困難なもの

- ・小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金: 300億円

債権買取資金: 5,000億円(政府保証枠)

対象地域: 岩手、宮城、福島各全県の他、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、群馬、東京、静岡の各都道県の一部市町村
(14都道県、351市町村)

連携/案件の引継ぎ

産業復興相談センター 産業復興機構

○ 支援対象

中小企業者等

- ・被災各県に設置され、各県の実情に応じた対応を実施

(出資金※)

岩手産業復興機構 (23年11月11日設立): 100億円

宮城産業復興機構 (23年12月27日設立): 100億円

福島産業復興機構 (23年12月28日設立): 100億円

茨城産業復興機構 (23年11月30日設立): 50億円

千葉産業復興機構 (24年3月28日設立): 20億円

※出資約束金額総額ベース

【両機構の実績】

○震災支援機構(1月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	523	1,244	448	284	339	2,838
最終調整中	1	2	1	6	0	10
支援決定数	166	344	87	56	85	738

○産業復興相談センター・機構(1月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	1,392	1,648	1,776	357	1,207	6,380
震災支援機構への引継	55	100	30	5	6	196
金融機関等による金融支援の合意取付	265	337	218	57	342	1,219
うち買取決定数	110	144	49	20	16	339

2-3-4 雇用に関する取組

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については、有効求人倍率は高いものの、人口減少等により震災前の水準まで回復していない地域もある。
- ミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消、産業政策と一体となった雇用面の支援により、被災3県（岩手・宮城は沿岸部）の被災者の就職支援を推進。

・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援やハロートレーニング（公的職業訓練）を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで確保するとともに、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

また、人材の確保については、工場見学会を実施するなどして、求人の充足につなげている。

【実績】23年4月～30年12月 約96.4万人が就職

《ハロートレーニングの実施》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

【実績】29年度開講コースのハロートレーニング受講者数 7,438人

特別訓練コースの受講者数 109人

・中小企業等が被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を実施。

（従来の雇入費助成に加え、平成29年度から新たに住宅支援費助成を創設）

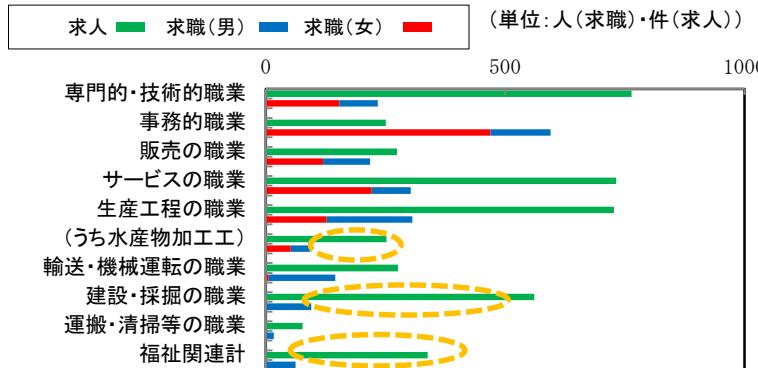
・事業復興型雇用確保事業（旧 事業復興型雇用創出事業）により、

【実績】23～29年度 約24.9万人の雇用創出

○課題＝ミスマッチ等

震災前と比較して求人数は増えているが、建設の職業等でミスマッチ。

【例：石巻所】



特別訓練コースの実施
(岩手県宮古市)

【平成30年12月末現在】

有効求人倍率：岩手1.46倍、宮城1.69倍、福島1.52倍

有効求人数：約13.4万件

有効求職者数：約8.5万人（※23年3月約12.5万人）

新規求人数：依然高水準（約4.9万件）

新規求職者数：減少傾向（約2.1万人）

2-3-5 人材確保に向けた取組

若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の人材獲得力の向上を支援。
また、企業の連携による競争力の向上や好事例の横展開を支援。(平成29年度から実施)

被災地外からの人材の呼び込み・人材獲得力の向上

① 伴走型人材確保・育成支援モデル事業 (H31概算決定:3.0億円)【復興庁】

(インターンシップ事業)

学生の成長や企業の経営課題の解決に資する「長期滞在・課題解決型インターンシップ」を実施
(トライアル就業事業)

約3か月の社会人向けトライアル就業プログラムを実施
(関係人口増加プロジェクト)

被災地企業の課題解決等のために、定期的に訪問する者(関係人口)を増加させるためのワークショップ等を実施

② 企業間専門人材派遣支援モデル事業 (H31概算決定:2.9億円)【復興庁】

大企業等でキャリアを積んだ現場型の専門人材等を被災地企業へ長期間派遣

③ 被災地域中小企業人材確保支援等事業 (H31概算決定:1.5億円)【経産省】

被災地企業の経営改善や魅力発信、都巿部人材とのマッチング支援等を実施

人材確保の後押し・好事例の横展開

④ チーム化による水産加工業等再生モデル事業 (H31概算決定:1.1億円)【復興庁】

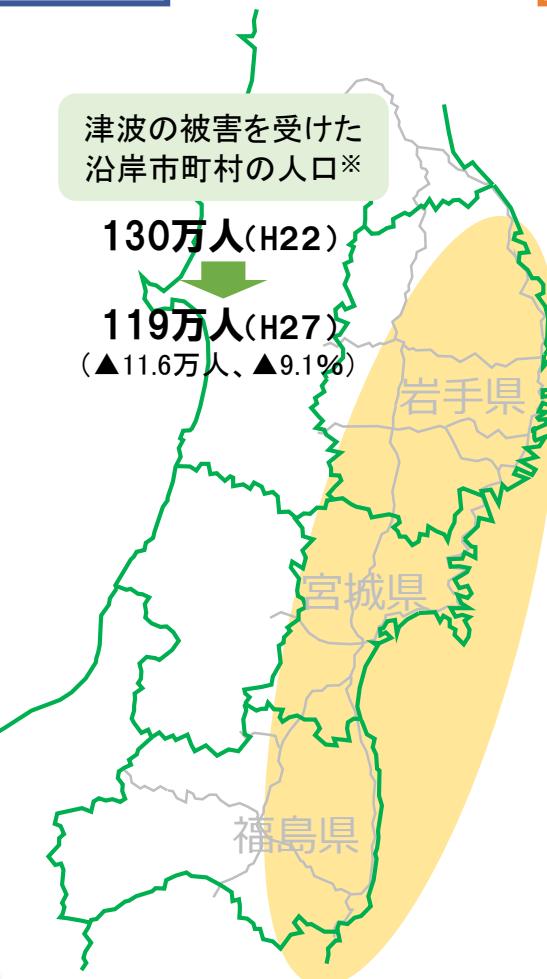
人材活用や販路開拓等、地域ごとの課題解決に向けて、複数事業者による連携事業を実施

⑤ 事業復興型雇用確保事業 (H31概算決定:制度要求)【厚労省】

産業政策と一体となった雇用面の支援として、被災求職者の雇入費の助成、被災地外の求職者も対象とした住宅支援費の助成を実施

⑥ 被災地域人材確保対策調査事業 (H31概算決定:0.3億円)【復興庁】

人手不足克服の好事例を横展開



※被災3県の沿岸市町村の人口(仙台市を除く) (出典:H22年、H27年国勢調査)

2-3-6 企業連携の推進①

被災地の産業復興を後押しするため、復興庁では、民間企業と被災自治体、被災地企業と外部企業などが連携して展開する事業等を次のような取組により支援している。

【被災地域企業新事業ハンズオン支援事業、専門家派遣集中支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業へのハンズオン支援、専門家派遣による支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。
- ・被災地にて企業単体または企業間で連携して展開する事業に関する相談を随時受付。

被災地域企業新事業ハンズオン支援事業／専門家派遣集中支援事業

【ハンズオン支援】



水産加工業者等への支援
(岩手県大船渡市)



ハラル認証対応レトルト
食品の研究開発
(宮城県岩沼市)

【専門家派遣集中支援】



ビジネスホテルの立ち上げ 商業施設の組織整備等支援
支援(福島県富岡町) (岩手県陸前高田市)

被災地域における新産業の創出につながる新たな事業(新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等)を対象に、その事業化に向け、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、被災地企業に寄り添いながら経営課題を解決していくハンズオン支援を実施。

平成27年度より、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が、被災地域における新たな事業等を支援する専門家派遣集中支援事業を実施している。

【被災地域企業新事業ハンズオン支援実績】

- | | | |
|-----------------|------------------|------------------|
| 平成24年度: 7件 | 平成25年度: 7件 | 平成26年度: 10件 |
| 平成27年度: 15件 | 平成28年度: 11件(24社) | 平成29年度: 12件(42社) |
| 平成30年度: 9件(47社) | | |

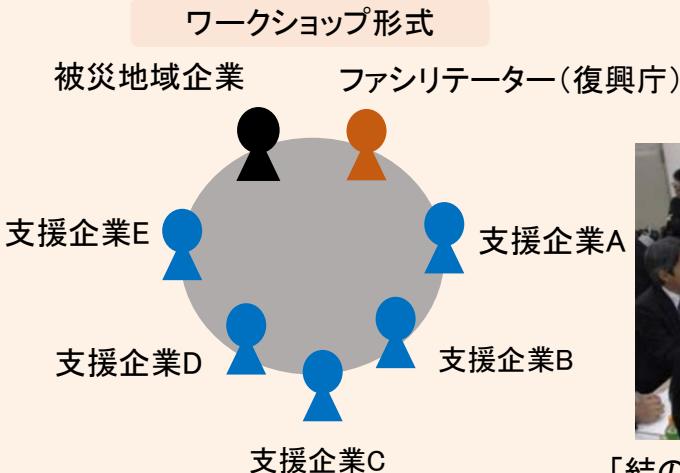
※28年度より複数の事業者を対象とする「グループ支援」を実施

【専門家派遣集中支援実績】

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 平成27年度: 21件 | 平成28年度: 45件 | 平成29年度: 53件 |
| 平成30年度: 52件 | | |

2-3-6 企業連携の推進②

地域復興マッチング「結の場」



「結の場」ワークショップの様子

被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として、ワークショップを開催。

【ワークショップ開催】

平成24年度: 石巻市、気仙沼市

平成25年度: 南三陸町、亘理町・山元町、宮古市、福島市

平成26年度: 南相馬市、多賀城市、大船渡市、気仙沼市

平成27年度: 会津若松市、久慈市、女川町、

広野町・楢葉町・富岡町・川内村

平成28年度: 釜石市、山田町、相馬市、東松島市

平成29年度: 名取市、陸前高田市、岩沼市、

田村市・三春町・小野町

平成30年度: 大槌町、塩竈市、

標葉地区(大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村)

復興に関する情報発信

- 産業復興の事例集の作成。
- 平成24年～30年度にかけて毎年発行。



- 「被災地での55の挑戦」
Vol.1: 平成25年3月
Vol.2: 平成26年3月
- 「被災地の元気企業40」
平成27年2月
- 「私たちが創る」
平成28年2月
- 「東北発 私たちの挑戦」
平成29年2月
- 「続く挑戦 つなぐ未来へ」
平成30年2月
- 「想いを受け継ぐ 次代の萌芽」
平成31年2月

- 平成28年11月、フェイスブックの復興庁公式アカウントを開設。
現場での復興の進捗や各種支援施策情報をはじめとした様々な取組みを、タイムリーに情報発信。

復興庁フェイスブック公式アカウント

URL:<https://www.facebook.com/Fukkocho.JAPAN/>



2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 地区ごとに定点で観測した写真を掲載し、進捗状況および着工から完成までが時系列で写真により確認することができます。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。

[定点観測写真]

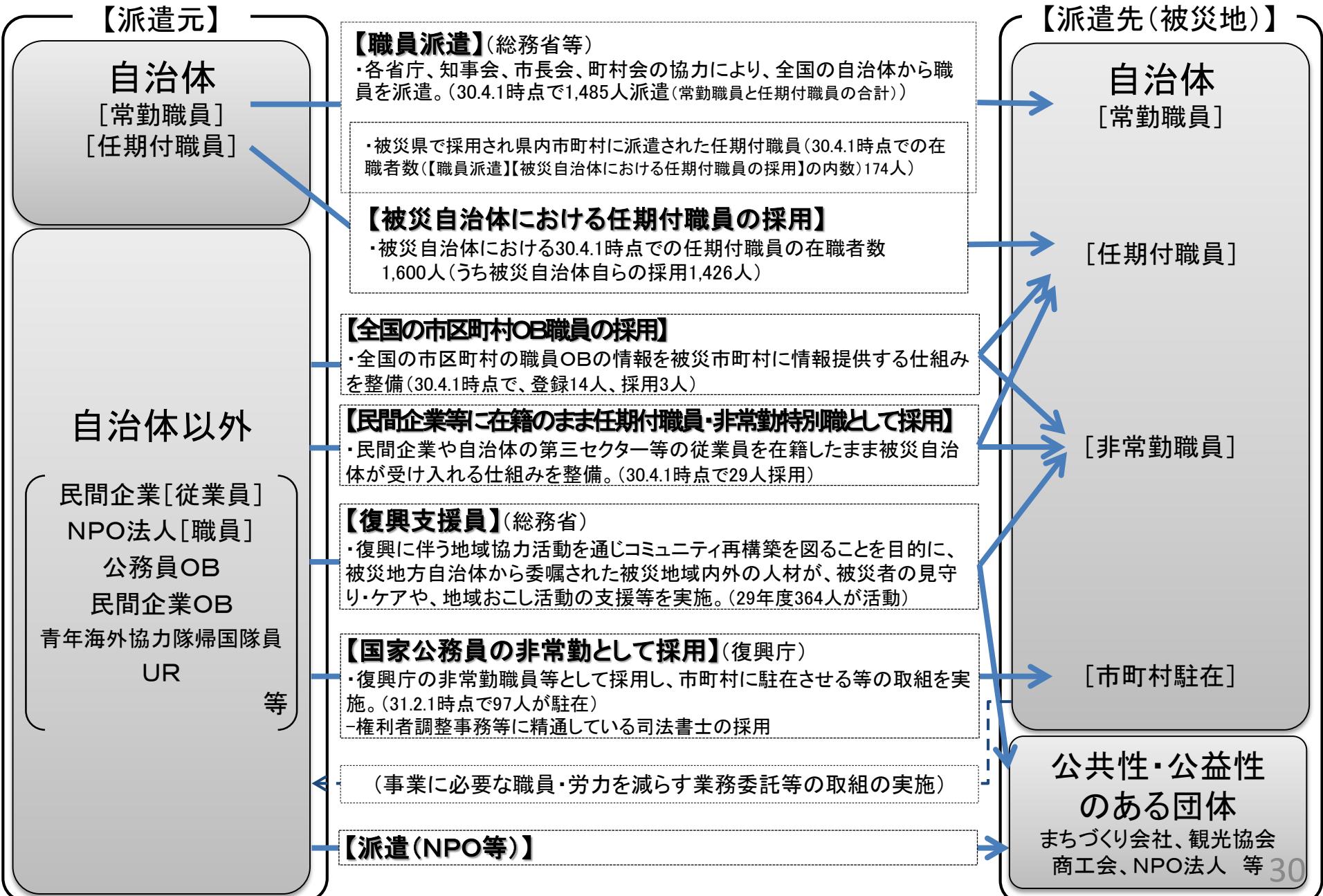
地区的詳細情報と過去の定点観測写真が一覧で表示されます。



例) 宮城県七ヶ浜町花渕浜地区 災害公営住宅



2-5-1 被災地での人材確保対策



2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地の復興の進展に伴い、進捗状況や地域・個人のニーズが多様化しつつあるなど、「復興・創生期間」においては、ハード面だけでなく、ソフト面を中心とした、よりきめ細かな取組が求められることから、NPOやボランティア団体等の活動に対するニーズや果たすべき役割は依然として大きい。
- このため、NPO、ボランティア団体及び企業等多様な主体が活動を効果的に進めるために必要な体制の構築、ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

- 多様な担い手の活動促進のため、被災者支援コーディネート事業において、行政・NPO・企業等の多様な主体が連携・協働して、各地域の課題に対応していくための体制づくりや、被災地が抱える課題・ニーズを把握・整理し、被災地内外のNPO等支援団体や企業CSR等とのマッチングなどを実施。

- 福島県浜通り等地域において、行政とNPO等多様な主体の連携・協働を促すためのきっかけづくり、つながりづくりを目的とした連続交流会を平成30年1月から開催。

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成(平成24年4月)。

- また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知(平成25年3月)。



「ロードマップ」
及び「連携事例(第2版)」

ボランティア活動全般の促進

- これまでボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。



わたしは、
続ける。

七年前と違う東北に、
七年前と違う自分で
会いに行こう。

東北ボランティアへ行こう!

平成30年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」
ポスター

- 各市町村社会福祉協議会に設置された災害ボランティアセンターに登録して活動したボランティア数

岩手県	宮城県	福島県	計
約56万人	約77万人	約22万人	約155万人

※平成23年3月11日～平成30年1月31日までの累計(万人未満四捨五入)

- ・その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数
- ・発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など継続的・組織的な取組を展開

NPO等への情報提供

- NPO等の活動を支援するため、平成24年以降毎年、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表。

2-5-3 復興と男女共同参画

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することで「よりよい復興」(build back better)につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、112事例（平成30年10月末現在）をとりまとめ、ホームページで公表。

男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（第19版）



復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動。
- パネルディスカッション、シンポジウム、ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

復興と男女共同参画等に関する調査の公表

- 復興過程における男女共同参画の現状について、平成28年3月に「復興と男女共同参画等に関する調査」を実施。その結果をホームページで公表。



復興と男女共同参画等
に関する調査

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 と第4次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進する」と記載。
- 第4次男女共同参画基本計画においては、第3次にはなかった「復興」に関する項目が新設（第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」）
- 復興施策への多様な住民の意見の反映、男女共同参画の視点導入への理解促進、事例の共有、統計情報等の復興施策への活用等、計画に基づいて実施。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

- 「新しい東北」の創造に向け、企業・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、「人々の活動」（産業・生業の再生、コミュニティの形成）の復興に取り組んでいる。

「新しい東北」とは

- 震災以前から抱えていた人口減少などの課題について、復興支援をきっかけに被災地に関わった方々と被災自治体、住民などが、互いの強みや経験を活かして課題解決を目指す動きが生まれている
- 復興庁では、こうした動きを促進することで、被災地で芽生えた取組が持続的で広がりのあるものとして根付き、魅力的で、にぎわいのある地域（「新しい東北」）となることを目指している。

主な活動

- 協議会を設置し、自治体・企業・NPOなど、官民の多様な主体による情報交換、交流の場として活用。ホームページを用いて会員の取組について情報発信
- さらに、協議会の下に3つの分科会を設置し、各種の課題について、個別支援や知見の共有を行っている

「新しい東北」官民連携推進協議会(H25.12設立)：企業・NPO・大学・行政等の1,312団体 (H31.2時点)

〔【代表】経団連会長、経済同友会代表幹事、日商會頭 【副代表】岩手県・宮城県・福島県、3県の連携復興センター・大学、金融機関等 【事務局】復興庁〕

【具体的な取組例】

● 「新しい東北」交流会、意見交換会

- 協議会会員同士の交流や連携促進、一般への情報発信を目的に開催
- 平成30年度は約450名が参加



平成30年度交流会(H31.2 仙台市にて開催)

● 「新しい東北」復興・創生顕彰

- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰
- 平成30年度は10団体を表彰



平成30年度受賞団体 NPO法人Jin/福島県浪江町
(旧避難指示区域における農業の再開と高齢者・障害者等の自立の両立を推進)

● Fw:東北Weekly

- 被災地の様々な課題をテーマ(例:東北の農業、漁業)に、東京などで参加者を交えたワークショップを開催
- Facebookを活用し情報発信



平成30年度は30回程度開催予定

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（協議会の具体的な取組例）

- 被災地における復興・地域課題解決に向けた様々な活動等をテーマに、地域の課題を広く共有し、課題解決のための知見を集めるとともに、人的ネットワークを構築することなどを目的として、東京や東北各地で、
「Fw:東北Weekly」と題したイベントを多数展開している

- ✓ 共創（オープンイノベーションの手法を活用した価値創出）の力を用いて、被災地の課題解決等を目的として行う様々なプロジェクトを「Fw:東北」と総称し、イベントやソーシャルメディア等を通じて発信。
- ✓ 「Fw:東北Weekly」においては、参加者を交えたアイデアソン等の双方向型の企画等を用意し、被災地の現状や課題について、参加者が自分事として考えることができ、その後の被災地での関わりにつながるよう工夫。



- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰することで、取組を広く情報発信とともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度から「新しい東北」復興・創生顕彰を実施

<平成30年度選定結果>

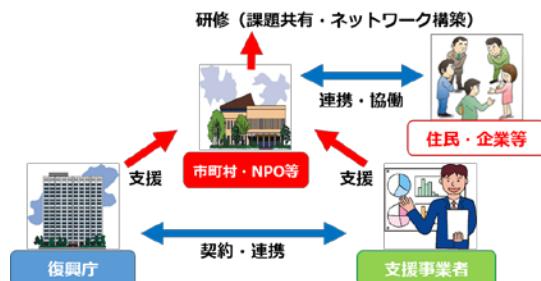
一般社団法人三陸ひとつなぎ自然学校	N P O 法人 T E D I C
岩手県立宮古工業高等学校	南三陸ホテル観洋
N P O 法人 S E T	一般社団法人ふくしま逢瀬ワイナリー
一般社団法人 R e R o o t s	N P O 法人 J i n
N P O 法人つながりデザインセンター・あすと長町	N P O 法人ビーンズふくしま



事例集を作成し、受賞者の取組を紹介

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて③（地域づくりネットワーク）

- 地域課題の解決に取り組む自治体、NPOなどに対し、伴走型の「地域づくりハンズオン支援事業」を実施。
- これにより被災地内外との緩やかなつながりの構築や、地域をけん引するリーダーの育成、オープンイノベーション手法の普及などを図り、課題解決に向けた取組の自走化を目指す。



平成30年度 専門家派遣型

専門家等の派遣による各団体（プロジェクト）の成熟度やニーズに応じたきめ細かな支援を実施

団体名	プロジェクト名
(一社)雄勝花物語 (宮城県石巻市)	雄勝花物語による低平地利活用及び交流人口拡大プロジェクト
気仙沼まち大学運営協議会 (宮城県気仙沼市)	まちを良くする それぞれの一歩を応援する～「気仙沼まち大学構想推進プロジェクト」
野蒜まちづくり協議会 (宮城県東松島市)	ふるさと野蒜の未来をつくる！ 安心あつたかプロジェクト
(一社)日本カーシェアリング協会 (宮城県石巻市)	『コミュニティ・カーシェアリング』のプログラム化

● 交流会型研修

支援対象団体等、地域の担い手の育成や、地域課題解決に向けた取組の促進、相互のネットワークの構築に資するよう研修を実施

平成30年度 共創イベント型

様々な立場の者が参加するアイデアソン等の「オープンイノベーション」の手法を用いた支援を実施

団体名	プロジェクト名
宮古観光創生研究会 (岩手県宮古市)	観光の担い手の創造と連携で三陸の暮らしを誇りに
(特非)移動支援Rera (宮城県石巻市)	安心して生き抜く地域をつくるための公共の再構築プロジェクト
小町温泉組合 (福島県田村郡小野町)	福島県の中山間地域活性化のモデルをめざす「大地の泉」復活・創生プロジェクト
大堀相馬焼 松永窯 (福島県広域)	オープンイノベーションを活用した新しい概念の産地・仕組みづくり

● ファシリテーター育成研修

支援対象団体等、地域の担い手自らが、アイデアの創出・活用やつながりの構築を継続的に行えるよう研修を実施



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて④（企業連携グループ／復興金融ネットワーク）

企業連携グループ

【被災地域企業新事業ハンズオン支援事業、専門家派遣集中支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業へのハンズオン支援、専門家派遣による支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。

【販路開拓支援チーム】

- ・水産加工業等の販路開拓に向け、複数事業者が連携した取組の支援や、沿岸部市町村の意見交換会を実施。

復興金融ネットワーク

- ・「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等から構成される「復興金融ネットワーク」を平成26年7月に設置。（メンバーは35団体）
- ・被災地での新たな資金供給の創出を目指し、復興庁や各金融機関の取組や外部有識者による先進事例の共有、産業復興に関する意見交換等を行う「交流会」を開催。
- ・被災地の事業者に対して資金供給を呼び込むことを目指し、「新しい東北」復興ビジネスコンテストを開催して優良な取組を発掘するとともに、事業化・事業の発展に向けた効果的な支援を実施。

- ・「新しい東北」復興ビジネスコンテスト2018 大賞
KUMIKI PROJECT株式会社（神奈川県二宮町）
「被災地での活動から始まった
『DITインストラクター』育成事業」



- 「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での普及・展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援するもの。
(平成25年度は66事業、平成26年度は95事業、平成27年度は55事業の計216事業を支援。)

【「新しい東北」先導モデル事業における支援事業（例）】

<p>子どもの成長を育む地域の遊び場づくり</p> <p>ボランティア等の地域住民が積極的に参加する、新しい子どもの遊び場づくり活動を実践。災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成にも寄与。</p> 	<p>保育所等と連携した高齢者の健康づくり</p> <p>仮設住宅の高齢者が保育所・幼稚園で子どもと一緒に給食を食べ、ふれあうことにより、孤食の解消や、生活の不活発化を原因とする心身機能の低下等の課題に対応するとともに、高齢者の生きがいを創出。また、栄養士会の管理栄養士が栄養指導を実施。</p> 
<p>温泉熱を活かした六次化産業創出</p> <p>活力ある「エコ温泉地」を目指し、温泉熱エネルギーを活用した植物工場による野菜・果物栽培、バイナリー発電の冷却水を利用した陸上養殖等を実施。これらの生産物による六次化商品の開発や、エネルギー体験型ツアー商品の開発を実施。</p> 	<p>津波避難訓練等における訓練プログラムの開発・検証</p> <p>沿岸地域の自治体へヒアリングを行い集まった課題、問題点をベースに複数の避難訓練プログラムを作成し、選択できるようにする取組を実施。また、避難訓練の習慣化を目的に、ワークショップ等のイベントと併せて訓練を実施。</p> 
<p>浜の未利用資源の高機能性食品化</p> <p>持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用。「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。</p> 	<p>地域におけるスマートフォン等でのカード決済の導入</p> <p>初期費用が低廉なモバイル端末を使ったクレジットカード決済の仕組みを、地域の小売店・飲食店等で一斉に導入し、消費の誘発による地域経済の活性化を図る。併せて、決済手数料の一部を地域に還元する仕組みを構築。</p> 
<p>インターンシップを通じたU・Iターン促進</p> <p>岩手県内外の学生が岩手県内企業でのインターンシップに参加し、地元企業の課題解決や新規事業に取り組むことにより、U・Iターンを目指す取組を実施。</p> 	<p>地域協働の仕組みによるコミュニティ・産業の再生</p> <p>仮設店舗を活用し、地域の特産品を活かした商品の開発、加工、販売までを地域住民が協働で行う。災害公営住宅に入居する高齢者への配達や仮設店舗までの送迎も行い、地域の買い物支援にも取り組む。</p> 

2-6-1 福島復興に向けた取組① (復興施策体系)

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行][平成25年5月10日改正]
[平成27年5月7日改正][平成29年5月19日改正]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定][平成29年6月30日改定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画(県作成)

[平成25年4月26日認定][平成30年4月25日認定]

- 基本方針に即して、福島イノベーション・コースト構想の取組や再生可能エネルギー等の新たな産業創出を推進する計画

産業復興再生計画(県作成)

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援(子ども被災者支援法基本方針)

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日改定]

風評被害対策(風評対策強化指針)

[平成26年6月23日策定][タスクフォースの開催ごとに追補改訂]

福島県全体

被災12市町村

福島12市町村の将来像有識者検討会提言

[平成27年7月30日策定]

- 有識者検討会において、30~40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言としてとりまとめ
- 提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行う

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日決定][平成26年6月20日改定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

帰還困難区域内

特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 基本方針に即して、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す計画

広域

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

全国

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

2-6-1 福島復興に向けた取組②

(福島再生加速化交付金の概要)【平成31年度予算 890億円(平成30年度予算 828億円)】

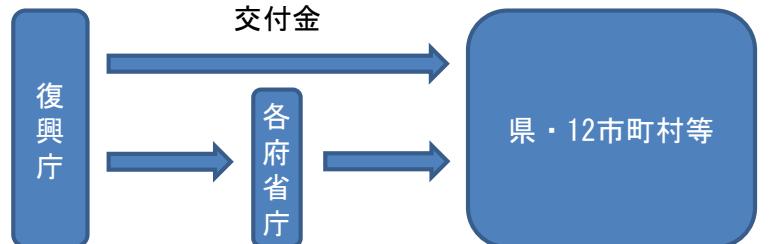
事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)
ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。(P. 29、6(1)①(iv))
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

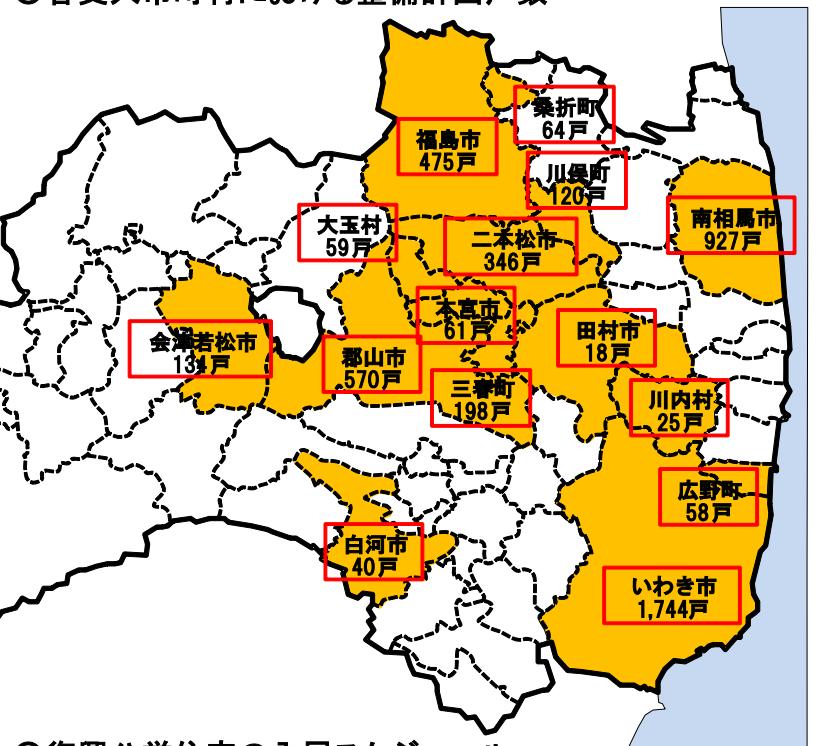
(2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備(復興拠点、災害公営住宅等の整備等) ○放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ○農・商工業再開に向けた環境整備 (農地・農業用施設、産業団地の整備等)
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 (復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ○復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 (遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ○基幹事業と一緒に効果を増大するソフト施策 (プレリーダーの養成等)
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック(空き地・空き家等)を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ○帰還環境整備推進法人によるまちづくりの推進等

2-6-1 福島復興に向けた取組③（長期避難者への生活支援）

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち2017年度末までに4,707戸完成。
(2018年度末までに4,767戸完成予定、123戸保留中)
- 整備にあたっての財源は、コミュニティ復活交付金(福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成))を活用。

○各受入市町村における整備計画戸数

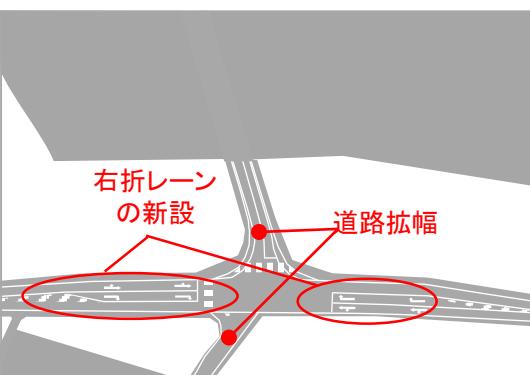


○コミュニティ復活交付金による主な支援例

復興公営住宅の整備



道路の整備



コミュニティ交流員の配置



○復興公営住宅の入居スケジュール



2-6-1 福島復興に向けた取組④（子どもの運動機会の確保等）

- 「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施
- 特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯の帰還を促進している。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち



ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場



ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成



■これまでの採択実績

計20回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新644箇所
- 運動施設の整備58施設(屋内施設26施設、屋外施設32施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については
復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

2-6-1 福島復興に向けた取組⑤

(福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理)

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
- 仮置場や最終処分場の確保が困難
- 空間線量 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回る地域は除染事業の対象外
⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生

対応

- 2016年9月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
 - ・市町村が最終処分場や仮置場を確保
 - ・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
 - ・ $8000\text{Bq}/\text{kg}$ 超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)

(1) 対象地域・団体

福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村

(2) 対象要件

- ・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
- ・最終処分場又は仮置場が確保
- ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
- ・一地区、一回限り。

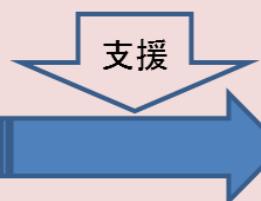
(3) 交付対象経費

撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等

(4) 交付額

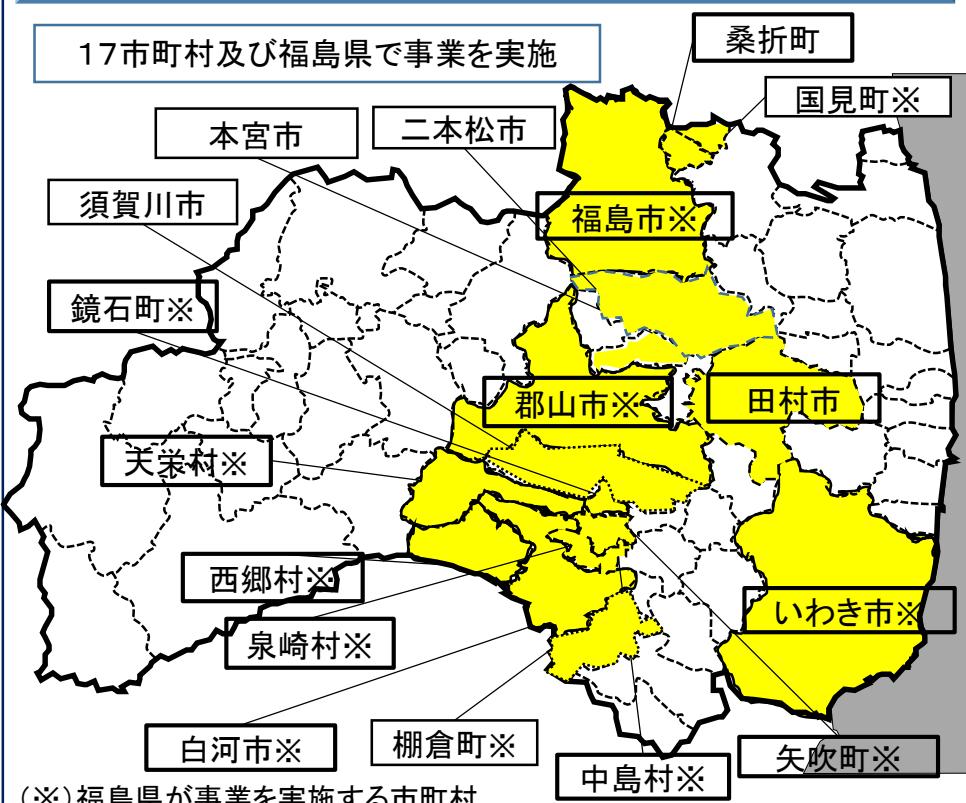
1／2 (従前の維持管理活動に係る費用を控除)

地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置
交付省庁は復興庁。



事業実施自治体(平成28～30年度)

17市町村及び福島県で事業を実施



2-6-1 福島復興に向けた取組⑥

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例)

【平成31年度予算 111億円】

(平成30年度予算 150億円)

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りができる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

2-6-1 福島復興に向けた取組⑦

(福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言 (2015年7月) 及びそのフォローアップ)

①有識者検討会(座長:大西隆 豊橋技術科学大学学長)で議論を実施。
30~40年後の姿を見据えた、2020年の課題と解決の方向を検討。
 2015年7月、提言を取りまとめの上、復興大臣に提出。

②30~40年後の姿のポイント
(1)人口見通し:復興の進捗により震災前の推計を上回る可能性
(2)線量見通し:現状から物理減衰で相当程度低減
(3)世界に発信する福島型の地域再生

- ③2020年に向けた具体的な課題と取組
 - (1)産業・生業(なりわい)の再生・創出
 - (2)住民生活に不可欠な健康・医療・介護
 - (3)未来を担う、地域を担うひとつづくり
 - (4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携
 - (5)観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
- ④実現に向けて
 - 福島の復興・再生は国の責務。
 - 震災から10年以降の福島の復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題。

◎福島12市町村将来像提言フォローアップ会議
 (2015年10月~)

復興庁統括官、福島県副知事を共同議長とし、
 関係省庁、県、12市町村等がメンバー。

・提言の主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理を実施するため、2016年5月にロードマップを策定。2017年6月、2018年5月に、その後の進捗を踏まえて改訂。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

(1) 産業・生業(なりわい) の再生・創出

- ・新産業の創出と事業・生業の再建
- ・基幹産業である農林水産業の再生

(2) 住民生活に不可欠な 健康・医療・介護

- ・医療の充実による安全・安心の確保
- ・高齢者の介護の充実等

(3) 未来を担う、地域を担うひとつづくり

- ・地域の復興人材を育む先進的な教育の推進
- ・新たな産業構造下における中核的な人材の育成

(4) 広域インフラ整備・ まちづくり・広域連携

- ・広域インフラ整備
- ・まちづくり
- ・広域連携

(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

- ・観光振興
- ・風評・風化対策
- ・文化芸術の振興
- ・スポーツ振興

主要個別項目への取組（22項目）

1. 福島イノベーション・コスト構想の推進

- ・認定された重点推進計画に基づき、産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進
- ・2018年度からロボットテストフィールドを順次開所

2. 官民合同チームの取組等

- ・官民合同チームの体制を強化
- ・被災事業者の事業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援

3. 被災企業等への支援

- ・被災地企業の販路開拓等を支援するとともに、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を推進

4. 福島フードファンクラブ (FFF)等の取組

5. 二次医療体制の確保を含めた取組

- ・「避難地域等医療復興計画」の策定、福島県ふたば医療センター附属病院の開院等、医療提供体制の再構築を推進

6. ICT活用による地域医療ネットワークの構築

- ・ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進

7. 地域包括ケアの実現に向けた検討

- ・被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援

8. 小中学校再開のための環境整備等

- ・2018年4月から5町村において地元で学校を再開する等、教育環境づくりを推進

9. ICT教育コーディネーター

10. ふたば未来学園での先進教育

- ・2019年度から併設型中高一貫教育を実践予定、SGHの取組

11. 小高産業技術高校での先端技術教育の実施

- ・イノベーション・コスト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組

12. 産業人材の育成

- ・産学官連携による人材の育成・確保、福島復興産業人材育成塾等の取組

13. 幹線道路の整備

- ・平成30年代前半までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備

14. JR常磐線の早期の全線開通

- ・2019年末までの全線開通を目指す

15. 復興拠点等の整備

- ・復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進
- ・特定復興再生拠点の整備を推進

16. 地域公共交通の構築に向けた検討

- ・「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築

17. その他広域連携の取組

- ・避難12市町村広域連携検討会等を開催し、地域の共通課題(鳥獣被害対策等)に対応

18. 観光振興・交流人口の拡大

- ・ホーリーリゾム等の取組を推進

19. 風評・風化対策の強化

- ・「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等
- ・「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき県産品の販路拡大等を継続・強化

20. 文化芸術の振興

- ・「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施

21. 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の検討

22. Jヴィレッジを中心とした取組

- ・2019年度にJヴィレッジを全面再開
- ・Jヴィレッジを中心としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島の復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑧（中間貯蔵施設について）

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- 現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要



中間貯蔵施設の面積等

- 面積 約1,600ha(大熊町:1,100ha、双葉町:500ha) うち、公有地 約330ha
- 福島県内の除去土壌等の輸送対象物量は、約1,400万m³と推計(2018.10時点)

事業の進捗状況

- (用地) 地権者数2,360人(登記記録ベース)契約済み約1,091ha:予定地全体の約68.2%(契約実績1,664件)(2019.1時点)
- (施設) 受入・分別施設、土壌貯蔵施設:2017年10月に大熊町で、同年12月に双葉町で稼働
2017年12月に大熊町で仮設焼却施設が稼働、2018年11月に双葉町で仮設焼却施設・仮設灰処理施設が着工
- (輸送) 輸送開始(2015年3月)から累計で約200万m³を輸送し、52市町村のうち23市町村からの搬出を完了(2018.12時点)

2019年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2018年12月6日公表)

- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す
- これに向け、2019年度は400万m³程度を輸送する
- 受入・分別施設及び土壌貯蔵施設を安全に稼働するとともに、整備されたところから順次活用
- 大熊町内の仮設焼却施設を安全に稼働しつつ有効に活用
双葉町内の仮設焼却施設及び灰処理施設を2019年度内に稼働
- 廃棄物貯蔵施設を2019年度内に稼働するとともに、今後の輸送に必要な施設を順次増設

2-6-1 福島復興に向けた取組⑨

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置) 【平成26年度補正予算 1,000億円】

総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円

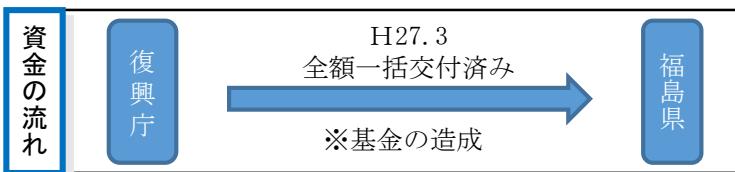
【環境省】

- 850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。
残りの650億円は県に交付。
- 850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円

【復興庁】

- 全額を県が造成する基金に交付。



○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円

【経済産業省】

- 今回の措置による増額分510億円。
(17億円×30年間)
- 増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業(12市町村を対象)

- 避難地域復興拠点推進事業(道の駅「までい館」の用地取得・造成、「笑ふるタウンならは」の分譲団地の用地取得・造成、「富岡町ふたば医療センター」の用地取得・造成等)

2. 原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るために実施する事業(県全域を対象)

- 県内ロボット関連企業の育成・支援、ロボット技術研究開発
- 介護支援ロボットを導入する施設への補助
- 住宅用太陽光設備の設置に係る初期投資費用への一部補助等

3. 原発事故による風評被害対策事業

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策のために実施する事業(県全域を対象)

- 県外の学校が、県内の教育旅行で活動する際のバス経費の一部補助
- 小・中学校等の児童生徒等が行う自然体験・交流活動への補助等

4. その他

1~3に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業(県全域を対象)

- 応急仮設住宅等から退去し、避難指示解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助事業を実施する市町村への支援
- 12市町村農業者の生活再建を図るため、12市町村外の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援
- 常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業等

2-6-1 福島復興に向けた取組⑩（福島相双復興官民合同チーム）

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢284人（このうち国の職員は54人。2019年2月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,200の商工業者及び約1,500の農業者を個別訪問する（2019年2月1日時点）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

官民合同チーム

チーム長：福井 邦顕（公社）福島相双復興推進機構理事長

副チーム長：立岡 恒良 元経済産業事務次官

(公社)福島相双復興推進機構

本部（福島市）

総務調整グループ

事業者支援グループ

地域・生活支援
グループ

企画グループ

営農再開グループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

2-6-1 福島復興に向けた取組⑪（福島イノベーション・コスト構想）

- 2014年6月、浜通り地域等に原発関連に変わる新たな産業基盤を構築するため、「福島イノベーション・コスト構想」を取りまとめ。 <福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想研究会>
 （赤羽一嘉 原子力災害現地対策本部長・経済産業副大臣（当時）が座長）
- 国費で研究開発拠点を整備し、廃炉・ロボット・エネルギーなど重点分野を中心に先端的な研究開発を推進。また、新たな企業を呼び込み、地元企業との連携も深め、産業集積を目指す。
- 2017年5月、福島特措法の改正により、構想を法律に位置付け。また、同年7月、総理出席の下、関係閣僚会議（復興大臣と経済産業大臣が共同議長。計13大臣がメンバー）を立ち上げ、推進体制を抜本強化。
- 福島県も、(公財)福島イノベーション・コスト構想推進機構を立ち上げ、2018年4月から取組を本格化。

主な拠点・プロジェクト等

廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楢葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



模擬試験施設

ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類を見ない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summit の一部競技を開催（2020年）



福島ロボットテストフィールド
 (南相馬市、浪江町)



ドローンの試験飛行

エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業の創出
- 再生可能エネルギーや水素を地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



再エネ由来大規模水素
 製造実証拠点（浪江町）

農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組
 (無人走行トラクター)



ワンダーフームの
 トマト栽培

産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー等の分野の関連企業を誘致し、拠点と連携した新たな産業を集積。

教育・人材育成

初等中等教育から高等教育に至るまで、幅広い構想を支える人材を育成。県内外の大学による浜通り地域での研究活動も支援。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑫（風評被害対策）

- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催(2013年3月～)。
- 「風評対策強化指針」(下記概要)の3本柱に基づき、正確で分かりやすい情報発信、被災地産品の販路拡大などに取り組んできたところ。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。本戦略の具体化に向け、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信を実施。

＜主な取組状況＞ 風評対策強化指針(2014年6月策定、2018年7月改訂)等に基づく風評払拭に向けた取組

※取組状況は、2019年2月時点での更新

1. 風評の源を取り除く

(1)世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底

○福島県産米の全袋検査において、2015年産米以降は全て基準値以内

(2)環境中の放射線量の把握と公表

○福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約74%減少(2017.9現在)

2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

(1)放射線の基礎的知識等に関する情報発信

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を踏まえ、以下のパンフレット等で情報発信
- ①「放射線のホント」:関係行政機関における情報発信等のモデルとなるコンテンツとして作成(2018.3)。電子書籍による無料配信も開始(2018.6)。
- ②「風評の払拭に向けて」:主に海外向けに福島県の空間線量率や食品の安全性などをシンプルに改訂し多言語で作成。
- ③「放射線副読本」:放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ観点から、章立てを見直すなどの改訂を行い公表(2018.10)。全国の小・中・高等学校に約1,400万部配布予定。

○風評の払拭に向け、福島の復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、テレビやインターネット等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施(2019.2～)

(2)被災地の不安払拭に向けた取組

○放射線相談員等と専門家やその他支援機関との連携強化に向け、放射線相談員や自治体・県・国が参画する「相談員合同ワークショップ」を開催(2017.12)。

3. 風評被害を受けた産業を支援する

(1)被災地産品の販路拡大等

- ①福島県農林水産業再生総合事業により、生産から流通・販売に至るまで、支援→改正福島復興再生特別措置法に基づき、2017年度から福島県産農林水産物等流通実態調査を実施。
- 調査結果に基づき、小売業者、卸売業者、生産者団体への指導、助言等に関する通知を発出(2018.4)。また、関係業界団体を対象とした中央説明会、個別説明会を実施。
- ②国、福島県、農業関係団体による風評払拭対策協議会を開催
- ③ふくしま応援企業ネットワークによる首都圏等でのフェア開催情報等、福島県産品を買える場所の情報発信

(2)諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ

- ①首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れの実施
- ②「復興五輪」海外発信プロジェクト(在京大使館への情報発信)
→輸入規制措置を講じた81か国・地域のうち、計30か国が規制を撤廃、49か国・地域が規制を緩和

(3)国内外からの被災地への誘客促進

- ①訪日外国人旅行者の拡大
→東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施(海外の著名人等を招請し、グローバルメディアやSNS等で東北の魅力を発信等)
- ②福島県への教育旅行の回復に向けた対策
→コミュタン福島の見学や地元の方々との意見交換等を通じ、対話型で学ぶモニターツアーを実施
→小・中及び高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣が参加し、福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を実施(2018.8)

＜今後の方向性＞ 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(2017年12月12日策定)に基づくフォローアップ

○2018年7月5日に開催した「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、以下の取組を復興大臣から各府省庁に指示。

知つてもらう ①メディアミックスによる効果的な情報発信と相乗効果の発揮

②学校における放射線副読本の授業での活用の促進

来てもらう ①被災地への観光誘客の一層促進と福島県への教育旅行の回復

②浜通りへの交流人口の拡大

食べてもらう ①福島県産農産物等の流通段階ごとの価格追跡調査の実施

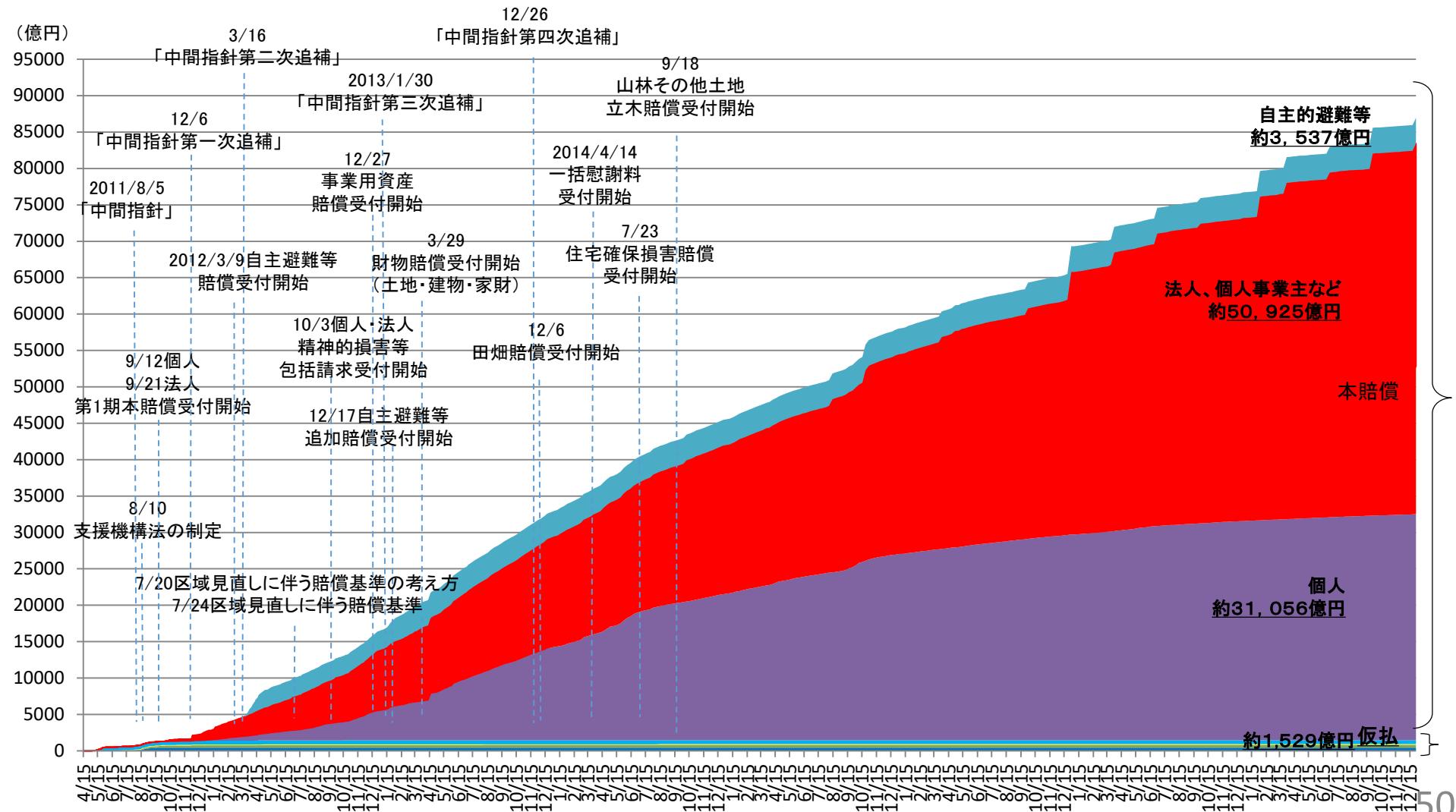
②諸外国・地域の輸入規制の緩和・撤廃に向けた粘り強い働きかけ

③福島県産品の積極的利用・販売と民間企業における取組の拡大

2-6-2 個別課題への対応（賠償①）

賠償総額：約8兆7,047億円(2019年1月4日現在)

仮払い： 1,529億円
本賠償： 8兆5,518億円



2-6-2 個別課題への対応（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。
その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
 - ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。
- ※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

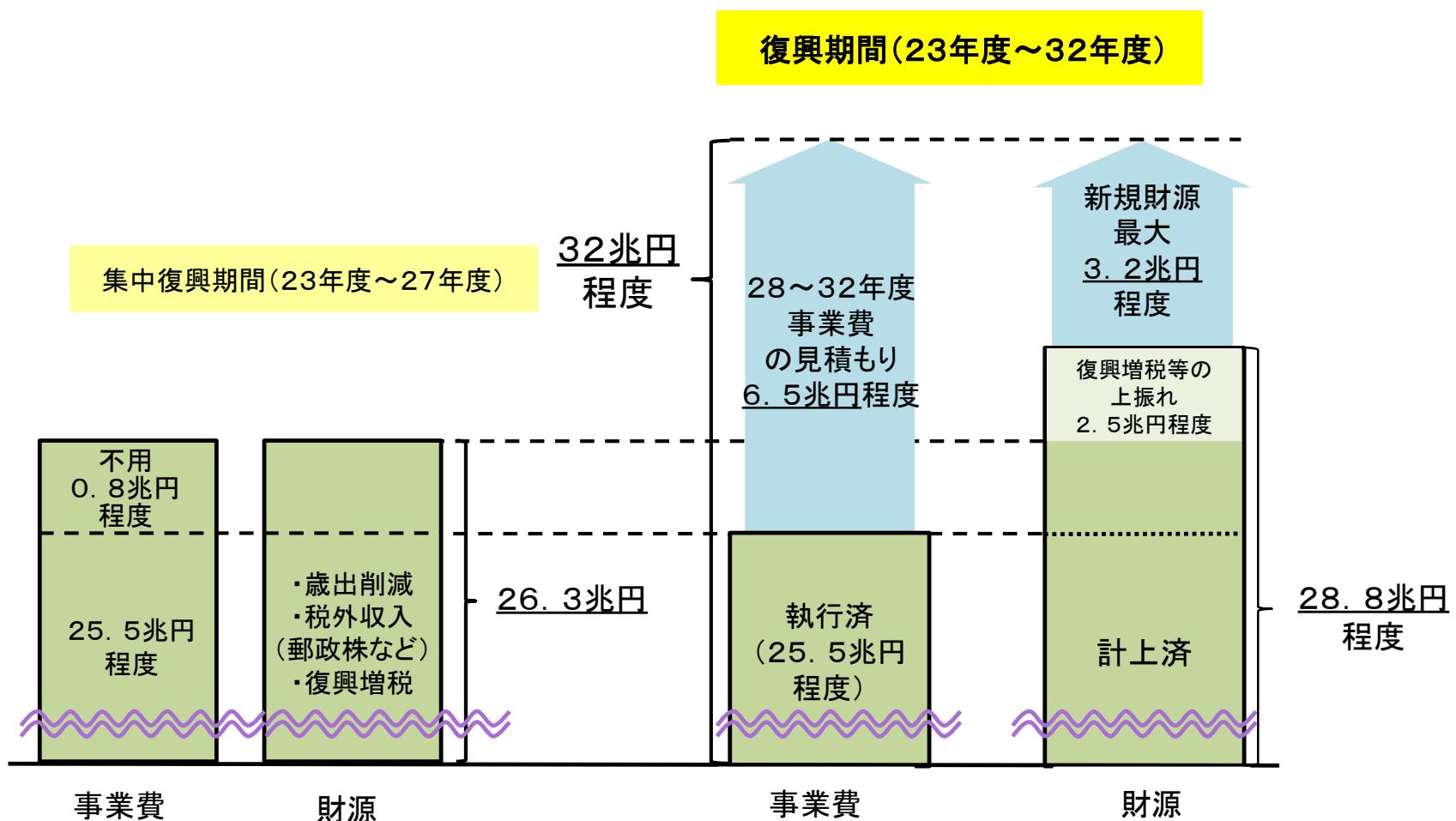
- ① 帰還困難区域等については、事故後6年分まで支払済み。加えて移住を余儀なくされたことによる精神的損害（700万円）も支払済み。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。また、改訂福島復興指針（平成27年6月）に基づき、早期に避難指示を解除した場合においても、避難指示解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除される場合と同等の金額の一括払いを決定。

（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害・就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 十年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間 十年間逸失利益の3倍を追加
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

3-1 平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興財源フレーム (平成27年6月30日 閣議決定)

- 集中復興期間の復興事業費は25.5兆円程度の見込み(27年度は予算ベース)。
- 復興期間に見込まれる事業費(32兆円程度)の財源としては、これまでに計上した復興財源(28.8兆円程度の見込み)に加え、一般会計からの繰入れや税外収入により、新たに最大3.2兆円程度を確保。



3-1 平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり(通常事業と同一)
<p>【基幹的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建 ○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧 ○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など <p>【原発事故由来の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質汚染廃棄物処理 ○除染、放射線測定 ○福島再生加速化交付金 ○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路 ○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤 ○任期付職員・応援職員経費 	<ul style="list-style-type: none"> ○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など ○復興交付金【効果促進事業】 ○社総交[復興枠](道路事業) など <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ※岩手県・宮城県 <ul style="list-style-type: none"> ・東北自動車道以東の事業 ※福島県 <ul style="list-style-type: none"> ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部及び避難解除等区域の12市町村関連事業(防災・減災事業を除く) ※青森県、茨城県、千葉県 <ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸の地方公共団体(太平洋沿岸から15km以内の事業を含む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部関連事業(防災・減災事業を除く) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○社総交[復興枠](道路事業) 左記以外の事業

3-1 平成31年度復興庁予算概算決定のポイント

平成31年度概算決定額(復興庁所管)：1兆4,781億円 [前年度予算額：1兆6,357億円]

**復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き精力的に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。**

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を引き続き実施。

- ・被災者支援総合交付金(177億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(24億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(69億円)
- ・仮設住宅等(95億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(107億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、2020年度の完工を目指し推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備(1,744億円)
- ・東日本大震災復興交付金(573億円)
- ・災害復旧事業(2,317億円)
- ・社会资本整備総合交付金(1,226億円)
- ・農山漁村整備(274億円)
- ・森林整備事業(65億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産加工業の販路回復等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・ココスト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- ・観光復興(49億円) ・人材確保対策(9億円) ・水産加工業等販路回復(12億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・福島イノベーション・ココスト構想関連事業(126億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(60億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(88億円) 等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業(869億円) ・福島再生加速化交付金(890億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(111億円)
- ・ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業(1億円)
- ・福島県浜通り地域等の教育再生(11億円)
- ・放射線リスクに関する情報発信(3億円)
- ・中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壌等の適正管理等(4322億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(7億円)、調整費(2億円)、復興庁一般行政経費等(54億円)を計上

3-1 平成30年度復興庁予算のポイント

平成30年度予算額(復興庁所管)：1兆6,357億円 [前年度予算額：1兆8,153億円]

**復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き迅速かつ適切に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。**

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- ・被災者支援総合交付金(190億円)
- ・被災者の心のケア支援体制の構築(18億円)
- ・災害救助法による災害救助等(167億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(108億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(84億円)
- ・相双地域等における介護サービス提供体制の確保等(5億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備(2,090億円)
- ・東日本大震災復興交付金(805億円)
- ・災害復旧事業(2,064億円)
- ・社会资本整備総合交付金(復興)(961億円)
- ・農山漁村整備(225億円)
- ・森林整備事業(63億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- ・東日本大震災事業者再生支援機構への出資金(100億円)
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(150億円)
- ・観光復興関連事業(50億円) ・被災地の人材確保対策事業(10億円)
- ・復興水産加工業等販路回復促進事業(13億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・福島県営農再開支援事業(130億円) ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(135億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(16億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(80億円) 等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- ・福島再生加速化交付金(828億円)
- ・特定復興再生拠点整備事業(690億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(150億円)
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業(4億円) 鳥獣被害対策
計20億円程度を想定
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(56億円)
- ・福島県浜通り地域等の教育再生(40億円)
- ・放射線リスクに関する情報発信(5億円の内数)
- ・中間貯蔵施設整備 放射性物質汚染廃棄物処理 除去土壤等の適正管理等(5,467億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(8億円)、調整費(2億円)、復興庁一般行政経費等(55億円)を計上

3-1 復興関連予算

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	当初予算額(億円)	当初予算額(億円)	当初予算案(億円)
被災者支援	1,124	768	614
生活支援	366	275	201
教育・医療・福祉	713	447	371
救助活動	7	7	4
その他	38	39	37
住宅再建・復興まちづくり	7,698	6,996	6,927
災害廃棄物等処理	72	33	22
公共事業(災害復旧)	2,270	1,916	2,148
施設等の災害復旧等	329	148	169
復興に向けた公共事業等	4,502	4,094	4,014
東日本大震災復興交付金	525	805	573
産業・生業(なりわい)の再生	1,052	1,052	691
産業振興	1,023	1,026	671
災害関連融資	216	161	101
東日本大震災事業者再生支援機構への出資金	–	100	–
中小企業への支援・立地補助事業等	434	263	198
農林水産業の復興支援	160	295	132
観光復興	51	50	49
福島イノベーション・コースト構想関連	101	135	126
被災事業者支援	54	16	60
研究開発・再生エネルギー等	7	6	6
雇用の確保	29	25	19
その他	–	1	1
原子力災害からの復興・再生	8,209	7,477	6,486
風評被害対策・食の安全確保等	100	98	93
除染等	6,699	5,585	4,431
研究開発拠点整備等	11	9	8
ふるさとの復活	1,297	1,669	1,871
その他	102	116	83
東日本大震災復興推進調整費	8	2	2
「新しい東北」の創造	9	8	7
震災復興特別交付税	3,425	3,252	3,246
全国防災対策費	0	–	–
その他	5,372	4,038	3,375
合計	26,896	23,593	21,348

※ 計数については、単位未満四捨五入のため、合計とは一致しないものがある。

3-1 平成29年度 復興予算の執行状況

(単位:億円)

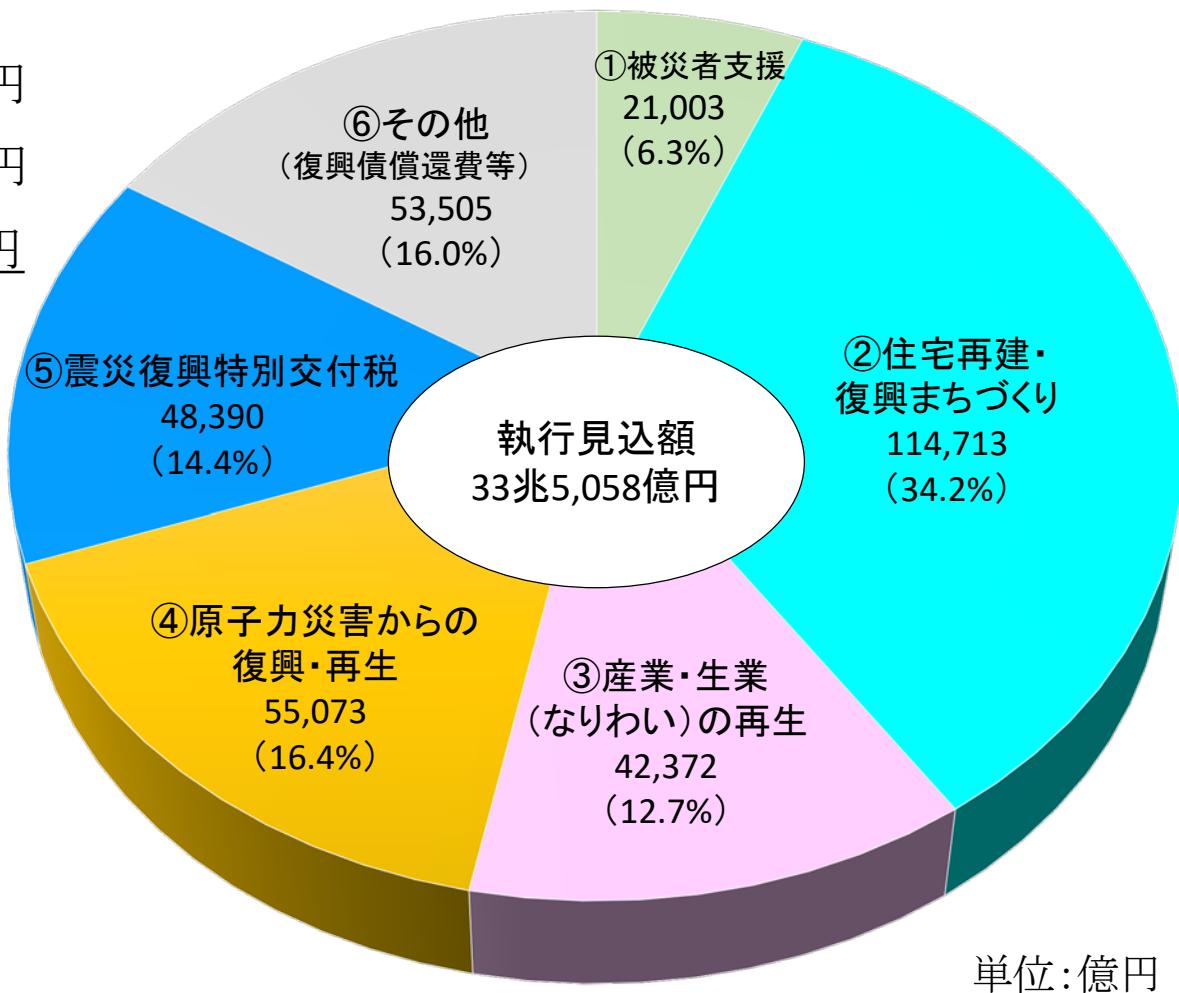
区分	歳出予算現額(A)	支出済歳出額(B)	翌年度繰越額(C)	不用額(D)=(A-B-C)	執行率(B)/(A)	執行見込率(B)+(C)/(A)	不用率(D)/(A)
被災者支援	1,151	969	42	139	84.2%	87.9%	12.1%
生活支援	396	283	42	70	71.4%	82.1%	17.9%
教育・医療・福祉	711	645	—	65	90.7%	90.7%	9.3%
救助活動	5	4	—	0	87.7%	87.7%	12.3%
その他	37	35	—	2	94.1%	94.1%	5.9%
住宅再建・復興まちづくり	15,957	9,866	5,329	762	61.8%	95.2%	4.8%
災害廃棄物等処理	92	48	10	33	53.0%	63.8%	36.2%
公共事業(災害復旧)	6,314	3,212	2,592	510	50.9%	91.9%	8.1%
施設等の災害復旧等	642	417	111	112	65.1%	82.4%	17.6%
復興に向けた公共事業等	7,452	5,100	2,247	104	68.4%	98.6%	1.4%
東日本大震災復興交付金	1,456	1,087	368	0	74.6%	100.0%	0.0%
産業・生業(なりわい)の再生	1,536	816	424	295	53.1%	80.7%	19.3%
産業振興	1,509	792	424	292	52.5%	80.6%	19.4%
災害関連融資	212	136	—	76	64.0%	64.0%	36.0%
中小企業への支援・立地補助事業等	909	339	389	180	37.3%	80.2%	19.8%
農林水産業の復興支援	189	143	29	15	75.9%	91.5%	8.5%
観光復興	59	55	0	3	94.0%	94.0%	6.0%
イノベーション・コースト構想関連	76	60	5	11	78.7%	85.3%	14.7%
原子力災害による被災事業者の自立支援事業	55	50	0	4	91.7%	91.7%	8.3%
研究開発・再生エネルギー等	7	7	—	0	99.9%	99.9%	0.1%
雇用の確保	27	23	—	3	87.1%	87.1%	12.9%
原子力災害からの復興・再生	10,161	6,990	1,545	1,625	68.8%	84.0%	16.0%
風評被害対策・食の安全確保等	86	73	—	12	85.0%	85.0%	15.0%
汚染廃棄物の適正な処理	8,538	5,863	1,217	1,457	68.7%	82.9%	17.1%
研究開発拠点整備等	10	10	—	0	100.0%	100.0%	0.0%
ふるさとの復活	1,398	955	308	134	68.3%	90.4%	9.6%
その他	127	87	19	20	68.6%	83.9%	16.1%
震災復興特別交付税	2,543	2,543	—	—	100.0%	100.0%	0.0%
その他(復興債償還費等)	1,732	689	—	1,042	39.8%	39.8%	60.2%
合計	33,082	21,875	7,341	3,865	66.1%	88.3%	11.7%

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、平成27年度復興特会予算繰越分、平成28年度復興特会予算繰越分及び平成29年度復興特会予算分の合計である。

3-1 復興関連予算の執行内容（平成23～29年度）

- 支出済歳出額 : 327,716億円
- 繰越額 : 7,341億円
- 執行見込額 : 335,058億円



(参考) 平成23～29年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は 27.4兆円程度

※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

3-2 福島復興に向けた予算等①（概要）

27年度予算	27年度補正予算	28年度予算
(1) 福島の復興・再生の加速		(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等
○福島再生加速化交付金 1,056億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 68億円 等		○福島再生加速化交付金 1,012億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 76億円
(2) 地域再生(まちの復旧・復興、被災者支援)		(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)
◎災害復旧事業 5,794億円 ◎東日本大震災復興交付金 3,173億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 190億円 等	1. 安心・安全な生活環境の実現 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 783億円 ・除染特別地域内の関東・東北豪雨の被災箇所への対応 (66億円) ・地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置 (717億円)	◎災害復旧事業 5,093億円 ◎東日本大震災復興交付金 1,477億円 ◎被災者支援総合交付金 220億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 189億円 等
(3) 安全・安心な生活環境の実現		(3) 安全・安心な生活環境の実現
◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 4,174億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,387億円 ○原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 9億円 ○地方消費者行政推進事業 5億円 等		◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 5,249億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 2,140億円 ○中間貯蔵施設の整備等 1,346億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 14億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等
(4) 地域経済の再生等		(4) 地域経済の再生、「12市町村の将来像」関連等
◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 400億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 360億円 ◎事業復興型雇用創出事業 122億円 ◎震災等対応雇用支援事業 107億円 ○再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業 37億円 ○再エネ・医療等の支援・研究・拠点整備等 50億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 ○福島県における観光関連復興支援事業 4億円 ○農産物等消費応援事業 1億円 等	2. 地域経済の再生 ◎原子力災害による被災事業者の自立支援事業 228億円 ○東北の観光復興に関する取組の強化 ・東北観光復興対策調査 1億円 ・「新しい東北」交流拡大モデル事業 1.8億円 ○被災地の水産加工品販路開拓に関する取組の強化 ・「新しい東北」輸出拡大モデル事業 1.8億円	◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 290億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎事業復興型雇用支援事業 41億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 320億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 42億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 13億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円 ○イノベーション・コスト構想関連事業 145億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 等

(注)◎については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等② (概要)

28年度補正予算	29年度予算
	<p>(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金 807億円 ○特定復興再生拠点整備事業(仮称) 309億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 181億円
1. 復興まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ○復興道路・復興支援道路の整備加速化 589億円 ○復興を支える港湾施設(防波堤等)の整備加速化 38億円 ○災害廃棄物処理 9億円 	<p>(2) 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者支援総合交付金 200億円 ○被災者生活再建支援金補助金 135億円 ○東日本大震災復興交付金 525億円 ○災害復旧事業 2, 599億円 等
2. 原子力災害からの復興・再生 <ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 3, 307億円 	<p>(3) 安全・安心な生活環境の実現等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○除去土壌等の適正管理・搬出等 2, 855億円 ○放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1, 851億円 ○中間貯蔵施設の整備等 1, 876億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等
3. 産業・生業（なりわい）の再生 <ul style="list-style-type: none"> ○東北地方へのインバウンド推進による観光復興 8億円 ○原子力被災12市町村における営農再開支援 70億円 ○原子力災害被災地域における創業等支援 2億円 	<p>(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 210億円 ○観光復興関連事業 51億円 ○復興特区支援利子補給金 19億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 19億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 54億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○福島イノベーション・コスト構想関連事業 101億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等

(注)○については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等③（概要）

30年度予算	31年度概算決定
(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等	(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等
○福島再生加速化交付金 828億円 ○特定復興再生拠点整備事業 690億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 150億円	○福島再生加速化交付金 890億円 ○特定復興再生拠点整備事業 869億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 111億円
(2) 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）	(2) 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）
◎被災者支援総合交付金 190億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 108億円 ◎東日本大震災復興交付金 805億円 ◎災害復旧事業 2, 064億円 等	◎被災者支援総合交付金 177億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 107億円 ◎東日本大震災復興交付金 573億円 ◎災害復旧事業 2, 317億円 等
(3) 安全・安心な生活環境の実現等	(3) 安全・安心な生活環境の実現等
◎除去土壌等の適正管理・搬出等 1, 212億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1, 455億円 ○中間貯蔵施設の整備等 2, 799億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 36億円 等	◎除去土壌等の適正管理・搬出等 1, 187億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1, 054億円 ○中間貯蔵施設の整備等 2, 081億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県浜通り地域等の教育再生 11億円 等
(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等	(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等
◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 150億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎復興特区支援利子補給金 15億円 ○福島県営農再開支援事業 130億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 15億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 16億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○福島イノベーション・コスト構想関連事業 135億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等	◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 76億円 ◎観光復興関連事業 49億円 ◎復興特区支援利子補給金 12億円 ○ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業 1億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 10億円 ○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 60億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円 ○福島イノベーション・コスト構想関連事業 126億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等

（注）◎については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等④（平成31年度概算決定のポイント）

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、概算決定を行った。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【1,871億円（1,669億円）】

○福島再生加速化交付金

【890億円（828億円）】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

○特定復興再生拠点整備事業

【869億円（690億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業

【111億円（150億円）】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）

【7,541億円の内数（7,763億円の内数）】

・被災者支援総合交付金【177(190)】※

✓「被災者の心のケア支援事業（H30.15億円）」を「被災者支援総合交付金」に統合

・被災者生活再建支援金補助金【107(108)】※

・社会資本整備総合交付金（復興）【1,226(961)】※

・東日本大震災復興交付金【573(805)】※

・災害復旧事業【2,317(2,064)】※

・緊急スクールカウンセラー等活用事業【24(25)】※

・被災した児童生徒等への就学等支援【69(84)】※

・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進【5(5)】※

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【4,610億円の内数（5,802億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理

・中間貯蔵施設の整備等【2,081(2,799)】

【4,431億円（5,585億）】

等

②地域の生活環境の改善等

・福島県浜通り地域等の教育再生【11(40)】

・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】

【179億円（217億円）】

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等

【697億円の内数（1,058億円の内数）】

①地域経済の再生等

【469億円（821億円）】

・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【88(80)】

・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【60(16)】

等

②福島イノベーション・コスト構想関連事業等【127億円（136億円）】

・福島イノベーション・コスト構想関連事業【126(135)】

・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(2)】

③風評払拭・農林水産業・観光関連

【100億円（101億円）】

・観光復興関連事業【49(50)】※

・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】

・ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業【1(新規)】

・放射線リスクに関する情報発信【3(3)】（再掲）

※「被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進」の内数

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、6,486億円（30年度予算:7,477億円）。

（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

（備考3）本ページは、平成31年度復興庁概算決定のポイント・概要・参考資料を編集・加工したもの。

31年度概算決定 30年度
【〇〇(〇〇)】
※単位：億円

3-3 復興関連税制（平成31年度税制改正のポイント）

1. 復興特区関係

- 括弧 (1) 津波被災地域(復興特区法等で定める雇用等被害地域(※)を含む市町村の区域内)に限り、平成31年度・32年度引き下げられる以下の特例措置の特別償却率等を、**平成30年度までと同水準に拡充(平成32年度末まで)**

- ① 機械等に係る特別償却等の特例措置
- ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置
- (※)雇用等被害地域

復興特区法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」

	特別償却	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50% (即時償却)	50%・34% (即時償却)
建物・構築物	25% (25%)	25%・17% (25%)

※ 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 括弧内は福島県の率。

2. 福島関係

- 括弧 (1) 避難解除区域等(※)における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対して講じられている、以下の特例措置の**適用期間を避難指示解除後7年まで延長**

- ① 機械等を取得した場合の特別償却等の特例措置(5年→7年)
- ② 避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置(3年→7年)
- (※)避難解除区域等：避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を除く)、認定特定復興再生拠点区域等

- 新 (2) 公共施設の整備等のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置(譲渡所得からの1,500万円特別控除等)の**創設**

3. 被災代替資産関係

- 延 (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置を**平成32年度末まで延長**
- 延 (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置を**平成32年度末まで延長**
- 延 (3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置を**平成32年度末まで延長(※)**

(※)消費税率引上げ時に、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割については、平成32年度までに取得したものは非課税

4. その他

- 括弧 (1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の適用対象者の**拡充及び平成33年度末まで延長**
- 廃 (2) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る**特別控除の廃止**
- (※) 消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の被災者向け措置の**拡充(対象期間を10年から13年に延長等)**

復旧事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助率のかさ上げ (例)公共土木施設等…8~9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none"> 【復興交付金】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する使途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割) 【福島の復興・再生に向けた交付金】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

- 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置
- 取崩し型復興基金の創設(23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(24年度補正(震災復興特別交付税の増額))

3-5 復興特区制度①（全体・復興推進計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域等で以下の計画が策定された区域

税制、金融、規制等の特例
(復興推進計画)

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
(復興整備計画)

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興交付金
(復興交付金事業計画)

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

内閣総理大臣認定

復興庁 ⇄ 協議 ⇄ 関係各省

事業の実施・特例の適用

税制上の特例（主なもの）

期限：32年度末

被災地の雇用機会確保のため戦略的に特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

被災者向け優良賃貸住宅の建設を促進

- ・特別償却又は税額控除

金融上の特例

復興の中核となる
民間事業の支援
(復興特区支援利子
補給金)

- ・指定金融機関に対する
利子補給金の支給（5年
間 0.7%以内）

平成30年度予算額：15.2億円

規制・手続等の特例（主なもの）

住宅の確保

- ・公営住宅入居資格要件特例の期間延長

産業活性化・立地促進

- ・応急仮設店舗等の存続期間の延長
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

3-5 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は41計画、税制上の特例に係る計画は30計画、金融上の特例に係る計画は198計画認定（※1）。
- 県別では、岩手県で34計画、宮城県で81計画、福島県で112計画等となっている（※2）。

平成31年2月1日現在

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続等の特例	1	7	18	6	6	1	2	41
税制上の特例	1	7	17	4	1	0	0	30
金融上の特例	10	20	46	102	20	0	0	198
県合計	12 (11)	34 (33)	81 (79)	112	27 (26)	1	2	269 (264)

※1 一つの復興推進計画に複数の特例が盛り込まれている場合には、該当する特例の数を計上した。

※2 県合計の下段の括弧内の数値は複数の特例に該当する重複を排除し、当該県内で認定された復興推進計画の数を表記したもの。

3-5 復興特区制度③（復興特区における税制及び減収補填の特例措置）

（1）被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置（期限: 平成32年度末まで）

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いすれか選択適用	特別償却		税額控除（※1）		※1 税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越し可能。				
	取得等時期 資産等区分	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	機械装置	15% (15%)				
	機械装置	50% (即時償却)	50%・34% (即時償却)	建物等	25% (25%)	25%・17% (25%)			
	建物等	25% (25%)	25%・17% (25%)		8% (8%)	8%・6% (8%)			
	赤字は雇用等被害地域（※2）を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。								
	法人税等の 特別控除 (法38条)	雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除（※3）		※3 指定後5年間、税額の20%が限度					
	指定日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。					
	控除率	10% (10%)	10%・7% (10%)						
	新規立地 促進税制 (法40条)	新設法人（※4）の再投資等準備金積立額 の損金算入（指定後5年間、所得金額を限度）		再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)		投資規模要件			
							大企業 中小企業者等		
							初年度 3億円	①初年度30百万円又は ②最大3年間で50百万円	
	※4 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。		+ 左記開発研究用資産の償却費の一 部を税額控除（税額の60%が限度）		※5 租税特別措置法第42条の 4第8項第7号に規定する中小 企業者又は同項第9号に規定 する農業協同組合等。				
	研究開発 税制(法39条)	開発研究用資産について取得価額の34%を特別償却（雇用等被害 地域を含む市町村の区域内の中小企業者等（※5）については50%）							

（2）被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等（法41条）（期限: 平成32年度末まで）

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却（25%）又は税額控除※5（8%）
(H32.4.1以降に取得等するものについては、特別償却（17%）又は税額控除※5(6%)(福島県除く)) （※5 税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越し可能。）

（3）出資に係る所得控除（法42条）（期限: 平成32年度末まで）

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された株式会社（復興指定会社）への個人の出資に係る所得控除（指定後5年間）

（4）地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補てん措置（法43条）（期限: 平成32年度末まで）

復興産業集積区域内における（1）の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。（事業税・固定資産税は投資から5年）

取得日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31	※6 課税免除を行った場合の減収額に3/4を乗じた額を減収補てんの上限額とする（地方 団体の不均一課税率がその範囲内であれば震災復興特別交付税により全額措置） 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。
減収補填の上限額	10/10(10/10)	10/10・3/4 (※6) (10/10)	

* 上記のうち、法第37条、第38条、第39条及び第43条の内容については、「所得税法等の一部を改正する法律案」（平成31年2月5日閣議決定）等の内容を踏まえたもの
(法案成立前)の内容であることにご留意ください。

3-5 復興特区制度④（税制上の特例による指定・投資実績）

- 県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体的な事業者を指定。
- 指定事業者が5,000者を超え、投資額等の増加として効果が現れている。

①各県別、年度別の指定件数（法第37条～第42条）（平成30年3月末）

(件)

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県	5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸		合計	沿岸等計	内陸計
H23・24年度	150	205	159	46	443	250	193	443	175	268	412	1,653	1,129	524
H25年度	33	147	126	21	317	249	68	398	187	211	137	1,032	729	303
H26年度	32	129	105	24	241	191	50	368	169	199	100	870	595	275
H27年度	22	128	101	27	152	114	38	343	160	183	48	693	442	251
H28年度	23	87	76	11	139	109	30	183	78	105	46	478	331	147
H29年度	15	71	62	9	108	76	32	111	49	62	37	342	235	107
総計	275	767	629	138	1,400	989	411	1,846	818	1,028	780	5,068	3,461	1,607

②各県別、年度別の投資金額（法第37条、第39条、第40条、第41条）（平成30年3月末）

(億円)

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県	5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸		合計	沿岸等計	内陸計
H23・24年度	146	407	345	63	1,436	843	592	818	366	452	1,370	4,178	3,043	1,135
H25年度	216	591	443	147	1,078	768	310	967	378	590	1,812	4,664	3,591	1,073
H26年度	555	538	393	145	961	550	411	1,580	864	716	1,217	4,851	3,572	1,278
H27年度	229	448	286	162	1,658	715	944	1,251	679	572	1,937	5,524	3,845	1,680
H28年度	190	452	317	135	1,194	593	602	1,031	514	517	1,932	4,800	3,544	1,256
H29年度	275	479	308	171	797	325	472	1,567	1,002	564	1,218	4,335	3,128	1,207
総計	1,612	2,915	2,092	823	7,124	3,794	3,331	7,214	3,803	3,411	9,486	28,352	20,723	7,629

(注)福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町(いわき市、相馬市、新地町)及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。

四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

事業者からの報告により、今後も数値が変更となる場合がある。

3-5 復興特区制度⑤（復興整備計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例）を総合的にワンストップで適用

対象区域：東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域等で以下の計画が策定された区域

税制、金融、規制等の特例
(復興推進計画)

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
(復興整備計画)

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興交付金

(復興交付金事業計画)

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興整備協議会（関係県・市町村等）

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

必要に応じて国や学識経験者等
が協議会の構成員として加わり、
協議・同意を経て、計画を確定

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、
事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体による土地地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許可
手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等の事業計画の作成手續

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調査等確定の並行処理
 - 土地収用法の緊急使用による工事着手前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大（50戸以上→5戸以上）

3-5 復興特区制度⑥（復興整備計画の活用状況）

(平成31年1月31日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町)	計199地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計21地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計45地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計77地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計7地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計3地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計81地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計59地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計4地区)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計435地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計32地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計194地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計71地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計2地区) ・津波防護施設の整備に関する事業 (山元町の1地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計167地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計215地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計157地区) ・自然公園法の建設許可等みなし (石巻市等の計36地区)
福島	○計13市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村)	計257地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計54地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計76地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (いわき市の計3地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計13地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楢葉町の計1地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計116地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計126地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計22地区)

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-6 復興交付金①

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
(5省40事業→右表参照)

効果促進事業等(関連事業)

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
(補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限)

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※
※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、
地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）

は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道県（次節において「特定都道県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省

- 1 公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)
- 2 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
- 3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
- 4 埋蔵文化財発掘調査事業

厚生労働省

- 5 医療施設耐震化事業
- 6 介護基盤復興まちづくり整備事業(定期巡回・随時対応サービスや訪問看護ステーションの整備等)
- 7 保育所等の複合化・多機能化推進事業

農林水産省

- 8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
- 9 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
- 10 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)
- 11 被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
- 12 渔業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
- 13 渔港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
- 14 水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
- 15 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
- 16 木質バイオマス施設等緊急整備事業

国土交通省

- 17 道路事業(市街地相互の接続道路等)
- 18 道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
- 19 道路事業(道路の防災・震災対策等)
- 20 災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
- 21 災害公営住宅家賃低廉化事業
- 22 東日本大震災特別家賃低減事業
- 23 公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
- 24 住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
- 25 小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
- 26 住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
- 27 優良建築物等整備事業

- 28 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
- 29 住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
- 30 造成住宅地滑崩崩落緊急対策事業
- 31 津波復興拠点整備事業
- 32 市街地再開発事業
- 33 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
- 34 都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
- 35 都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
- 36 都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
- 37 下水道事業
- 38 都市公園事業
- 39 防災集団移転促進事業

環境省

- 40 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-6 復興交付金②

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、隨時、制度の見直しを実施し、運用を柔軟化。
 (申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業の一括配分の創設・運用の弾力化 等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
- 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、効果促進事業の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
- 県及び市町村は、使途内訳書の提出により、個別事業の交付申請・交付決定を経ず、迅速な事業実施が可能。
 (※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業の採択対象の拡大(防災拠点施設や駅前駐輪場整備等)
 - ② 効果促進事業の運用の弾力化(一括配分に関し、使途の限定を廃止)

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・祈念施設整備への対応
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(27年6月24日復興推進会議決定)

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる(250億円⇒500億円)。
- 効果促進事業により実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。
 ⇒ 「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を公表。(27年6月26日公表、28年4月26日、29年6月23日改訂)

自治体負担の導入(平成28年3月29日付け復興庁事務連絡)

- 28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業について、事業費の1%を自治体負担の対象とすることを決定・周知。

復興交付金(効果促進事業)の活用について

- 28年4月26日に、震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく、復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、被災地における観光振興、離島部等における暮らしの再建支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。
- 29年6月23日に、移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援、土地の利活用に資する取組への支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。

3-6 復興交付金③

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心とし、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(63市町村、7,145億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,742億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、4,377億円)

生産の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,731億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、2,100億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,363億円)
- ・道路事業(50市町村、5,367億円)
- ・下水道事業(27市町村、2,600億円)
- ・都市公園事業(21市町村、634億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、121億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちのなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

3-6 復興交付金④

- 23年度第3次補正予算から30年度予算まで、国費3兆4,078億円(事業費4兆2,377億円)を計上。
- これまでに22回の配分を行い、国費3兆2,072億円(事業費4兆0,143億円)を配分。

予算額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
23年度第3次補正予算	15,612	19,307
24年度予算	2,868	3,584
25年度予算	5,918	7,397
25年度第1次補正予算	611	763
26年度予算	3,638	4,547
27年度予算	3,173	3,931
28年度予算(補正後)	930	1,165
29年度予算	525	655
30年度予算	805	1,027
合計	34,078	42,377

(参考)県毎の配分額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	8,577	10,687
宮城県	18,949	23,601
福島県	3,494	4,401
その他	1,053	1,453
計	32,072	40,143

注1)事業費はそれぞれ配分時、予算計上時点での金額

注2)端数処理により合計と一致しない場合がある

各回の配分額

(単位:億円)

	国費	事業費
第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
第16回(28年12月1日)	779	991
第17回(29年2月28日)	688	873
第18回(29年6月23日)	55	74
第19回(29年12月1日)	722	942
第20回(30年2月28日)	319	418
第21回(30年6月27日)	40	52
第22回(30年11月30日)	573	760
合計	32,072	40,143

3-6 復興交付金⑤

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。
- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。
 ※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約1万8千戸(30年3月末時点)に縮小。

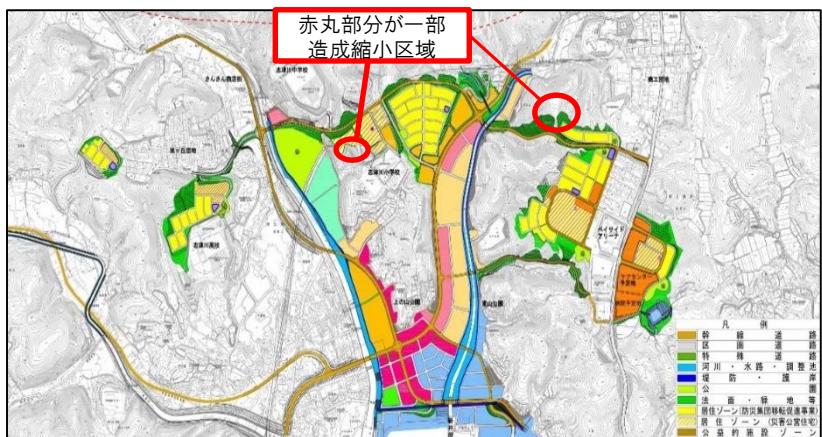
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
 (高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年3月時点)⇒550戸(29年9月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
 (高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒943戸(26年3月時点)⇒784戸(29年9月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。
- 女川町
 - ・ 地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模($1,103m^2$)で整備。
- 岩沼市
 - ・ 防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模($850m^2$)で整備。

3-6 復興交付金⑥

主な市町村における復興交付金の活用事例(1)

① 岩手県

陸前高田市(配分額:事業費2,869億円)

- 土地区画整理事業(2地区:1,095億円)
- 防災集団移転促進事業(363億円)
- 災害公営住宅の整備(232億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(23事業、263億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、212億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備等(61億円)
- 圏場整備事業(3地区、48億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1億円)
- 自治会館の整備(2億円) 等

釜石市(配分額:事業費1,832億円)

- 災害公営住宅の整備(411億円)
- 土地区画整理事業(4地区、276億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、182億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、120億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.6億円)
- 鵜住居地区の復興広場整備(17億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円) 等

大槌町(配分額:事業費1,504億円)

- 防災集団移転促進事業(348億円)
- 災害公営住宅の整備(245億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(84億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、69億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(1百万円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円) 等

※金額は事業間流用後の事業費

山田町(配分額:事業費1,451億円)

- 防災集団移転促進事業(344億円)
- 災害公営住宅の整備(212億円)
- 土地区画整理事業(5地区、184億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(21事業、220億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、100億円)
- 津波復興拠点整備事業(90億円)
- 民間の水産加工場の整備(36億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円) 等

大船渡市(配分額:事業費1,162億円)

- 災害公営住宅の整備(203億円)
- 防災集団移転促進事業(173億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(24事業、235億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ等(99億円)
- 土地区画整理事業(106億円)
- 津波復興拠点整備事業(57億円)
- 学校施設関連(公立学校の新增築・統合、保育園の多機能化等、17億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(25億円)
- コミュニティ広場の整備(0.6億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円) 等

宮古市(配分額:事業費1,133億円)

- 災害公営住宅の整備(205億円)
- 防災集団移転促進事業(167億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、215億円)
- 土地区画整理事業(2地区、114億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(94億円)
- 浸水対策事業(排水ポンプ場の整備)(42億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、36億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、44億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(8億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円) 等

3-6 復興交付金⑦

主な市町村における復興交付金の活用事例(2)

②宮城県

※金額は事業間流用後の事業費

石巻市(配分額:事業費6,122億円)

- 災害公営住宅の整備(1,250億円)
- 防災集団移転促進事業(1,045億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(48事業、875億円)
- 下水道事業(30事業、1,010億円)
- 土地区画整理事業(270億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、
水産物卸売市場の整備(221億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(25地区、103億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(24億円)
- 歴史的建造物の交流施設としての活用(2億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧
(0.9億円) 等

気仙沼市(配分額:事業費3,658億円)

- 災害公営住宅の整備(745億円)
- 防災集団移転促進事業(525億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(43事業、514億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(381億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(50億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 水産試験場の復旧整備(9億円)
- 復興市民広場の整備(3億円) 等

仙台市(配分額:事業費2,429億円)

- 災害公営住宅の整備(770億円)
- 防災集団移転促進事業(470億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(292億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為の下水道(185億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(4事業、221億円)
- 災害公営住宅賃低廉化・低減事業(76億円)
- 地盤整備や農業用施設・機械の整備(41億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣
(0.3億円) 等

東松島市(配分額:事業費1,980億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、370億円)
- 防災集団移転促進事業(354億円)
- 土地区画整理事業(251億円)
- 災害公営住宅の整備(277億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(142億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集移転元地における産業用土地区画整理事業地の
内水排除のための嵩上げ(21億円)
- 防集跡地における企業用地整備(8億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)等

女川町(配分額:事業費1,867億円)

- 小・中学校移転整備事業(20億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場
及び民間の水産加工場の整備(196億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、230億円)
- 災害公営住宅の整備(263億円)
- 土地区画整理事業(511億円)
- 防災集団移転促進事業(243億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集事業発生土のストックヤード整備(10億円) 等

南三陸町(配分額:事業費1,432億円)

- 漁業集落防災機能強化事業(23地区、27億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場等の整備(79億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(17事業、183億円)
- 災害公営住宅の整備(235億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、128億円)
- 土地区画整理事業(61億円)
- 防災集団移転促進事業(385億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 志津川小・中学校施設の環境改善(3億円)
- 漁港の砂浜復旧(3億円)
- メモリアルゾーン整備(6億円) 等

山元町(配分額:事業費1,069億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備
(7事業、165億円)
- 災害公営住宅の整備(136億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、149億円)
- 圃場整備(228億円)
- 防災集団移転促進事業(118億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(69億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 渔港の静穏度対策検討調査(0.1億円)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査
(0.1億円)等

岩沼市(配分額:事業費908億円)

- 排水路・排水機整備事業(3地区、245億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、174億円)
- 防災集団移転促進事業(151億円)
- 圃場整備(3地区、125億円)
- 災害公営住宅の整備(52億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(8地区、50億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(32億円)
- 子育て拠点関連施設の一体整備(2.6億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(1億円) 等

亘理町(配分額:事業費856億円)

- 圃場整備(241億円)
- 災害公営住宅の整備(128億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(99億円)
- 防災集団移転促進事業(90億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、125億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(14億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
- いちご選果場の整備(7億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)
(その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円)
- 防災まちづくり計画の策定(0.1億円)等

3-6 復興交付金⑧

主な市町村における復興交付金の活用事例(3)

③福島県

※金額は事業間流用後の事業費

いわき市(配分額:事業費1,710億円)

- 災害公営住宅の整備(442億円)
- 土地区画整理事業(283億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、221億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、171億円)
- 水産物卸売市場等の整備(55億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
 - 埋蔵文化財収蔵庫整備(2億円)
 - いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費602億円)

- 防災集団移転促進事業(210億円)
- 圃場整備(85億円)
- 災害公営住宅の整備(95億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、53億円)
- 被災した園芸施設等の整備(23億円)
- 被災した漁港施設の整備(14億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
 - 復興作業者用住居の建設補助(3億円)
 - 埋蔵文化財収蔵庫整備(1億円) 等

相馬市(配分額:事業費856億円)

- 防災集団移転促進事業(159億円)
- 災害公営住宅の整備(90億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、109億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(92億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、76億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(62億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
 - 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円) 等

新地町(配分額:事業費535億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、128億円)
- 防災集団移転促進事業(80億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、85億円)
- 土地区画整理事業(1地区、49億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、67億円)
- 災害公営住宅の整備(33億円)
- 民間の水産加工場の整備(7億円)
- 農業用施設・機械の整備(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費153億円)

- 市街地再開発事業(78億円)
- 災害公営住宅の整備(28億円)
- 地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した
地域交流拠点の再建(5億円)

広野町(配分額:事業費112億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備
(10事業、50億円)
- 津波防災緑地の整備(35億円)
- 災害公営住宅の整備(17億円)

楢葉町(配分額:事業費86億円)

- 防災集団移転促進事業(17億円)
- 災害公営住宅の整備(49億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

浪江町(配分額:事業費103億円)

- 防災集団移転促進事業(50億円)
- 民間の水産加工場の整備(14億円)
- 津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、1億円)

富岡町(配分額:事業費33億円)

- 津波で被災した駅前の土地区画整理事業(10億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- 原発事故からの避難先での営農再開のための
農業用施設・機械の整備(5億円)
- 災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- 野菜工場の復興整備(3億円)
- 被災した地域間交流施設の修復(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- 原発事故により使用できない鶏飼育施設の
代替施設の整備(0.6億円)

3-6 復興交付金⑨

主な市町村における復興交付金の活用事例(4)

④茨城県

潮来市(配分額:事業費205億円)

- 市街地の液状化対策(112億円)

北茨城市(配分額:事業費100億円)

- 災害公営住宅の整備(32億円)
- 水産物市場、製氷・貯氷施設の整備(30億円)
- 防災集団移転促進事業(7億円)

神栖市(配分額:事業費100億円)

- 市街地の液状化対策(96億円)
- 防災拠点の整備(4億円)

鹿嶋市(配分額:事業費99億円)

- 市街地の液状化対策(83億円)

大洗町(配分額:事業費53億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(35億円)
- 魚市場荷捌き所、水産物加工処理施設等の整備(8億円)
- 一時避難所の整備(3億円)

東海村(配分額:事業費33億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(33億円)

⑤青森県

八戸市(配分額:事業費55億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(25億円)
- 災害公営住宅の整備(14億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 公民館整備(6億円)
- 津波避難施設、津波避難タワー建設(3億円) 等

三沢市(配分額:事業費5億円)

- 漁民研修施設の復興整備(3億円)
- 津波避難計画等策定(0.3億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 三沢漁港内直売所等整備(0.9億円)
- 津波避難監視カメラ整備(0.4億円)

⑥千葉県

浦安市(配分額:事業費428億円)

- 市街地の液状化対策(369億円)
- 幹線道路の液状化対策(44億円)

香取市(配分額:事業費65億円)

- 市街地の液状化対策(50億円)
- 地盤沈下に伴う雨水排水対策(7億円)
- 災害公営住宅の整備(4億円)

⑦北海道、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県

北海道 広尾町(配分額:事業費1億円)

- 漁業集落における避難階段の整備(0.7億円)

栃木県 矢板市(配分額:事業費9億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(7億円)

埼玉県 久喜市(配分額:事業費46億円)

- 市街地の液状化対策(46億円)

新潟県 十日町市(配分額:事業費1億円)

- 災害公営住宅の整備(1億円)

長野県 栄村(配分額:事業費25億円)

- 災害公営住宅の整備(7億円)
- 被災した農業用施設・機械の整備(5億円)
- 農用地の基盤改良等(3億円)
- 避難道路の整備(6億円)

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」①

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1, 960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の活用状況について

(県分)

(単位：百万円)

県名	基金規模 ①	特別交付税 措置額 ②	復興基金活用額				執行率 ⑤÷①	(参考) 基金名
			平成23～29年度 (実績額) ③	平成30年度 (当初予算) ④	活用累計額 ⑤(③+④)	うち市町村 交付金		
青森県	8,000	8,000	6,833	442	7,275	(4,000)	90.9%	青森県東日本大震災復興推進基金
岩手県	42,000	42,000	35,401	4,066	39,467	(21,000)	94.0%	東日本大震災津波復興基金
宮城県 ^{※1}	91,382	66,000	73,779	5,482	79,261	(33,000)	86.7%	東日本大震災復興基金
福島県	57,000	57,000	50,433	3,049	53,483	(28,500)	93.8%	福島県原子力災害等復興基金
茨城県 ^{※1}	16,899	14,000	14,374	1,340	15,714	(7,000)	93.0%	茨城県東日本大震災復興基金
栃木県 ^{※1}	4,018	4,000	4,012	6	4,018	(2,000)	100.0%	栃木県東日本大震災復興推進基金
千葉県 ^{※1}	3,001	3,000	3,001	0	3,001	(3,001)	100.0%	千葉県東日本大震災市町村復興基金
新潟県	1,000	1,000	993	7	1,000	(500)	100.0%	新潟県中越大震災復興基金
長野県 ^{※1}	1,010	1,000	1,010	0	1,010	(1,010)	100.0%	長野県栄村復興基金
合計	224,310	196,000	189,836	14,393	204,229	(100,011)	91.0%	

※1 「基金規模」及び「復興基金活用額」には寄附金等を含む。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

(市町村分)

(単位：百万円)

県名	基金規模 ^{※1} ①	うち市町村 交付金 ②	交付金活用額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成23～29年度 (実績額) ③	平成30年度 (当初予算) ④	交付金活用累計額 ⑤(③+④)		
青森県 ^{※2}	4,045	(4,000)	3,829	121	3,950	97.6%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩手県 ^{※2}	22,121	(21,000)	14,578	2,509	17,088	77.2%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮城県 ^{※2}	33,092	(33,000)	22,799	3,433	26,232	79.3%	東日本大震災復興基金交付金
福島県 ^{※2}	43,849	(28,500)	24,202	1,593	25,795	58.8%	福島県市町村復興支援交付金
茨城県 ^{※2}	7,002	(7,000)	7,002	0	7,002	100.0%	市町村復興まちづくり支援事業費交付金
栃木県 ^{※2}	2,008	(2,000)	2,006	0	2,006	99.9%	東日本大震災復興推進事業交付金
千葉県 ^{※2}	3,001	(3,001)	2,737	101	2,837	94.5%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
新潟県 ^{※2}	500	(500)	500	0	500	100.0%	東日本大震災復興事業交付金
長野県 ^{※2}	1,010	(1,010)	711	69	780	77.3%	長野県栄村復興交付金
合計	116,628	(100,011)	78,365	7,826	86,191	73.9%	

※1 市町村は、県の復興基金からの交付金を受けて、基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

※2 「基金規模」及び「交付金活用額」には寄附金等を含む。

※3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

○「取崩し型復興基金」を活用した主な事業

県分

【市町村向け交付金】（1,000億円）

- 地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（80億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（200億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（50億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

市町村分

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【産業復興・地域振興対策】（450億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（50億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（220億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」④

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

- 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

- 対象経費：住宅再建支援に要する経費

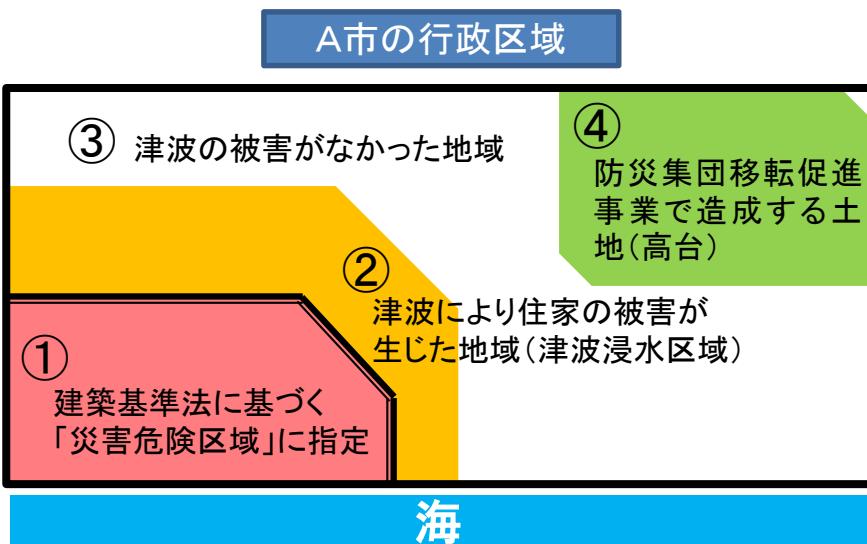
①土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

②土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

- 交付額（全額を県から市町村に交付）

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」⑤

○津波被災地域の住宅再建支援に係る基金の活用状況について

(単位：百万円)

県名	県から市町村への交付額 ^{*1} ①	震災復興特別交付税措置額 ②	交付金活用額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成23～29年度 (実績額)③	平成30年度 (当初予算)④	活用累計額 ⑤(③+④)		
青森県	478	478	391	20	411	86.0%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩手県	21,461	21,461	15,686	2,605	18,290	85.2%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮城県 ^{*2}	72,753	70,856	52,831	8,198	61,028	83.9%	東日本大震災復興基金交付金
福島県	10,306	10,306	2,167	1,851	4,018	39.0%	福島県市町村復興支援交付金
茨城県	455	455	192	83	275	60.4%	津波被災地域復興支援事業費交付金
千葉県	1,146	1,146	499	31	529	46.2%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
合計	106,599	104,702	71,764	12,788	84,552	79.3%	

*1 県は、震災復興特別交付税による措置分を全額市町村に交付金により交付済みであり、市町村は、県からの交付金を受けて基金を設けるなどしたうえで事業を執行。

*2 「県から市町村への交付額」及び「交付金活用額」には県の「取崩し型復興基金」からの独自加算分を含む。

*3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-8 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）

（施行：平成24年3月31日、改正：平成25年5月10日、平成27年5月7日、平成29年5月19日）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国との社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
(方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等)

避難指示の対象となった区域の復興・再生

避難解除等区域

国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

帰還困難区域

市町村長が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施

- ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ②公共施設の清掃等を国が直轄で実施
- ③事業を開始・再開する者に課税の特例を措置
- ④（特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施

住民の帰還の促進を図るための措置

- ①一団地の復興再生拠点整備制度の活用
- ②帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

長期避難者の生活の安定を図るための措置

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

その他

福島相双復興推進機構への国との職員の派遣（官民合同チームの体制強化）、帰還環境整備推進法人の指定

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ・地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免

新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・特に、福島国際研究産業都市区域において、以下の法律上の特例を措置（「福島イノベーション・コスト構想」推進の法定化）
 - ①中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免
 - ②ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用

その他

- ①農林水産物等の販売の実態調査等（風評払拭への対応）、いじめ防止対策の実施等
- ②原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置

3-8 福島復興に向けた制度（参考）

（「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定））



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

2016年8月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、2016年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定。

基本指針の骨子

はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能などろから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

- 帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 2017年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

- 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備(国の負担において行うことを位置付け)
- 長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

- 双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
- 復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- 福島相双官民合同チームの体制強化
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 風評被害対策等
- 農林業賠償等

⑤ 廃炉・汚染水対策

⑥ 国と東京電力の役割

1 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。内閣総理大臣の認定を受けた場合、計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）すること等を可能とする。

2 官民合同チームの体制強化

- 官民合同チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を保有したまま派遣できること等を可能とする。

3 「福島イノベーション・コスト構想」推進

- 「福島イノベーション・コスト構想」に係る取組を推進する区域や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。

4 風評払拭への対応

- 福島県産農林水産物等の販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

3-8 福島復興に向けた制度③（特定復興再生拠点区域）

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることができた。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



①市町村が計画を作成

②内閣総理大臣による計画認定

③計画に基づく整備事業の実施

④(計画認定から5年を目指す)
整備が概ね終了、避難指示解除へ

■計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

(平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定)

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標
- 2 福島の復興及び再生の基本姿勢

《第2部 避難指示・解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 避難解除等区域復興再生計画の策定・変更手続
- 4 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等
- 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

第3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第4 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第6 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第7 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日施行)(平成25年5月10日改正)(平成27年5月7日改正)(平成29年5月19日改正)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)(平成29年6月30日改定)

即して作成

【避難解除等区域復興再生計画】

- ◎県が申出、国が策定
→国、県、市町村が行う取組を記載

- ◎避難解除等区域等を対象
→インフラ事業代行等

【特定復興再生拠点区域復興再生計画】

- ◎市町村が作成、国が認定
→市町村等が行う取組を記載

- ◎特定復興再生拠点区域を対象
→インフラ事業代行、除染等

【産業復興再生計画】

- ◎県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載

◎県全域を対象

- ◎産業全般の復興・再生
(農林水産業、中小企業、観光振興)
→産業復興再生事業(規制の特例)

- ①地域団体商標、
②新品種育成等
→復興特区制度(課税の特例活用)

- ①製造業、②観光産業、
③農林漁業

【企業立地促進計画】

- ◎県が作成、国に提出
◎立地促進区域

企業の立地を促進するための措置の内容等を記載
→課税の特例

【重点推進計画】

- ◎県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載

◎県全域を対象

- ◎新たな産業の創出等
(再エネ、廃炉等、ロボット、農林水産業等)
→福島国際研究産業都市区域

→(県全域)中小機構の工場用地無償譲渡

- (福島国際研究産業都市区域)特許料等の特例、国有試験研究施設の低廉使用

【他の計画】

【生活拠点形成事業計画】

- ◎県、避難先自治体等が作成、国に提出
◎長期避難者の生活拠点となる公営住宅の整備等
→生活拠点形成本交付金

【帰還環境整備事業計画】

- ◎県、帰還先自治体が作成、国に提出
◎一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備等
→帰還環境整備交付金

3-8 福島復興に向けた制度⑥

(子ども被災者支援法)

1 法の目的及び経緯

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立。
- 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を網羅的に講すべき地域である「支援対象地域(20mSv未満で一定の基準以上の地域)」として、基本方針(H25.10.11閣議決定)において、次の通り設定。

支援対象地域:

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた
「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

立法時には、

- ・1mSv以上の地域を支援対象地域とすべき
- ・線量数値でコミュニティを分断してはならない
- ・地域の実情に合わせて区域を決めるべき

などの議論があり、「一定の基準」は法定せず、政府が基本方針の中で定めることとされた。



3 基本方針改定(H27.8.25閣議決定)

◆改定の趣旨

福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

◆改定の主な内容

- 支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、新たに避難する状況にはないことを明記。
- 一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

(参考) 子ども被災者支援法関連の施策

- ・放射線による健康への影響調査
- ・民間団体を活用した被災者支援
- ・住宅の確保に関する支援
- ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持 等

3-9 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
平成23年度補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 平成23年度第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 平成23年度第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法 成立
- 4月 5日 平成24年度予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月27日 子ども被災者支援法 成立
- 7月13日 「福島復興再生基本方針」を閣議決定
- 9月 4日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組
方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興特会3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策
パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 5月15日 平成25年度予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 「子ども被災者支援法基本方針」を閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興特会5,638億円)
- 3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
- 6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
- 8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
- 9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
- 10月 1日 福島県川内村の避難指示の一部解除
- 11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3-9 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
 2月 3日 平成26年度補正予算成立(復興特会2,597億円)
 4月 9日 平成27年度予算成立(復興特会3兆9,087億円)
 5月 7日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
 6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定
 6月24日 復興推進会議
 　　今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
 6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
 7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
 8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
 8月25日 「子ども被災者支援法基本方針改定」を閣議決定・国会報告
 9月 5日 福島県檜葉町の避難指示解除
 10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
 11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
 12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
 12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立(復興特会1,016億円)
 1月22日 第一回東北観光アドバイザーミーティングを開催
 3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
 3月29日 平成28年度予算成立(復興特会3兆2,469億円)
 3月31日 復興庁青森事務所を閉所
 4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージー皆様への約束とお願いー」を公表
 　　「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
 4月15日 「東北観光アドバイザーミーティング」の提言を取り纏め・公表
 4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額(第一回)を通知
 5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
 6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
 6月14日 川内村の避難指示を解除
 7月12日 福島県南相馬市の避難指示解除(帰還困難区域を除く)
 8月31日 帰還困難区域の取扱いに関する考え方を決定
 9月26日 「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正」を閣議決定
 9月30日 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表
 10月11日 平成28年度第2次補正予算成立(復興特会4,023億円)
 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
 12月20日 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

3-9 これまでの主な動き③

【平成29年】

- 3月27日 平成29年度予算成立(復興特会2兆6,896億円)
- 3月31日 「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
川俣町の避難指示を解除。飯舘村、浪江町の避難指示
を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 4月 1日 富岡町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 5月19日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 6月30日 福島復興再生基本方針の改定
- 9月15日 「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月10日 「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月12日 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定
- 12月22日 「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定

【平成30年】

- 2月 1日 東日本大震災事業者再生支援機構法改正法成立
- 3月 9日 「富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 3月28日 平成30年度予算成立(復興特会2兆3,593億円)
- 4月20日 「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 5月11日 「葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定